

どうなるこども庁、こども家庭庁？  
こどもまんなかは実現できるのか？

2022年2月23日V5

---

お知らせ

# 今後のイベント

終了

日にち	都市	イベント	フォーラム
2/13 (日)	熊本	大九州合同祭34 in 熊本	オンライン
2/20 (日)	東京	COMITIA139	オンライン
3/6 (日)	東京	サンシャインクリエイション2022	街宣
3/21 (月・祝)	東京	HARU COMIC CITY 30 ～30回記念～	詳細調整中
3/27 (日)	仙台	仙台コミケ267 春仙コミ2022	詳細調整中
4/2 (土)	名古屋	コミックライブin名古屋	詳細調整中
4/3 (日)	横須賀	ZERO FESTA 53	詳細調整中
4/10 (日)	広島	広島コミケ242	詳細調整中
5/3 (火・祝)	東京	SUPER COMIC CITY 29	詳細調整中
5/4 (水・祝)	東京	SUPER COMIC CITY 29	詳細調整中
5/29 (日)	大阪	COMIC CITY 大阪 122	詳細調整中
6/5(日)	札幌	北海道コミティア	詳細調整中

山田太郎を応援する

# 山田太郎をSNSで応援する

参議院議員  
山田太郎

お知らせ

表現自由

活動報告

子ども

不安

報道記事

デジタル

イベント

経済

キーワードで検索



表現の自由を守る >

子どもや障がい者に優しい社会 >

若者の将来不安の解消 >

デジタル社会の諸課題の解決 >

経済成長をもたらす >

ここを  
クリック！



# 山田太郎をもっと応援する (オンラインサロン・ご寄付)

参議院議員  
山田太郎

お知らせ

表現自由

活動報告

こども

不安

報道記事

デジタル

イベント

経済

キーワードで検索



参議院議員 (全国比例)  
デジタル大臣政務官 兼 内閣府大臣政務官  
**山田太郎**

👍 山田太郎をSNSで応援する

📝 表現の自由を守る >

📄❤️ 子どもや障がい者に優しい社会 >

👥 若者の将来不安の解消 >

💻 デジタル社会の諸課題の解決 >

📈 経済成長をもたらす >

ここを  
クリック!



# オンラインサロン会員

 オンラインサロン会員

 ご寄附のお願い

 自民党入党のお願い

## オンラインサロン会員

オンラインサロン会員になっていただいた方と山田太郎が、そして、支援者同士も繋がることのできるオンラインサロンを運営しています。（会員特典は変更となる場合がございます）

### 会員特典

- 1 オンラインサロンへの参加（Discordにて参加）
- 2 毎週水曜日さんちゃんねる終了後の会員限定のトークにご招待
- 3 さんちゃんねるで取り上げて欲しいテーマをリクエスト
- 4 山田太郎に直接要望（※メール）
- 5 山田太郎のメルマガ（※メール）
- 6 政策に関するプロジェクトの新規立ち上げ
- 7 山田太郎のメルマガ（シルバー会員・ゴールド会員限定）  
（月に1度程度配信、特に表現の自由を守る活動について）  
※サンプルをリンク

# ご寄付のお願い

 オンラインサロン会員

 ご寄附のお願い

 自民党入党のお願い

## ご寄附のお願い

より充実した政治活動を行うために、皆さまからのご献金を募っております。いただいた寄付はすべて山田太郎の政治活動に有益に用いさせていただきます。

### ご注意事項

- 個人の寄付額は年間上限150万円を原則とさせていただきます。
- 外国籍の方は寄付できません。
- ご本人以外の名義または匿名による寄付はできません。
- 年間5万円を超える寄付（50,001円以上の寄付）については寄付者の氏名・住所・職業・寄付した金額と年月日が収支報告書・官報に掲載、開示されます。
- 年間5万円以下のご献金であっても、寄附金の控除を受けた場合、氏名・住所・職業・寄付した金額と年月日が収支報告書に掲載、開示されます。
- 個人情報は上記目的以外には使用いたしません。

[お問い合わせ・お申し込みはこちら >](#)

**ここをクリック！**

# ご寄付のお願い (選挙ドットコム)



マンガ・アニメ・ゲームなどの表現の自由を守ろう！

選挙 [第25回参議院議員選挙](#) (2019/07/21)

選挙区 [比例代表](#) 自由民主党 [当選]

肩書 参議院議員/表現の自由を守る会代表

党派 自由民主党

その他

サイト    

「山田 太郎」をご支援いただける方は、是非個人献金をお願い申し上げます。  
みなさまの役に立てるよう、日々の活動に大切に活用させていただきます。※選挙ドットコム会員登録（無料）  
が必要です

¥ この政治家に献金する

こちらからお願い  
します

# 山田太郎スタンプ リリース



山田太郎  
山田太郎スタンプ

参議院議員山田太郎がスタンプに！ 日常で使いやすいフレーズから「表現の自由」や「さんちゃんねる」など定番ネタも盛り沢山。あなたのトークを山田太郎が盛り上げます♪



## どうなる！？ こども庁名称問題と こども基本法



山田 太郎

参議院議員

「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」事務局

日時:2月24日(木)20時~22時

Twitterスペース(@k6rm6)



風間 暁

「子ども庁」の名称を求める会 発起人

こども庁 山田太郎 

あらゆる家庭で、  
子どもを安心して  
産み育てられる  
社会の実現のために

# 「こども庁」 の 創設に向けて

子どもを真ん中においた社会作りを



第30回勉強会の資料を更新しました

[「創設に向けた動き」 詳細はこちら →](#)



「こども庁」の活動にご賛同いただける  
サポーターを募集しています。

[サポーター登録をする](#)

こちらからお願い  
します

# 今日の特集

# 今日取り上げること

- 今後のスケジュール
- こども庁が必要な理由
- こども庁創設までの政治活動
- こども庁では、何をしようとしているのか？
- こども基本法
- 「こども庁」「こども家庭庁」名称問題

今後のスケジュール

- ✓ こども家庭庁設置法 月内閣議決定
- ✓ 2月下旬 国会提出
- ✓ 2023年4月 発足予定
- ✓ 2024年4月 改正児童福祉法施行

こども庁が必要な理由

# 命に関わる課題（一部）

児童生徒  
自殺者数

**499人**

統計開始以来過去最多

児童虐待で  
死亡した児童

**61人**

前年より増加

児童相談所の  
虐待相談対応  
相談数

約**20.5**万件

前年より増加

いじめ重大事態

**723件**

前年比121件増  
「いじめ防止対策推進法」  
施行後最多

小中学校における  
不登校児童

約**19.6**万人

過去最多

子どもの精神的  
幸福度

OECD 38か国中

**37**位

妊産婦の死因

1位

**自殺**

ひとり親母子世帯  
家庭の相対的  
貧困率

約**50%**

OECD中日本が最も高い水準

# 結愛（ゆあちゃん）、心愛（みあちゃん）の事件

✓ 児童相談所・学校・教育委員会・警察・自治体間の連携不足が大きな要因といえる児童虐待事件

## 目黒区結愛（ゆあ）ちゃんの事件

結愛ちゃん死亡までの経緯		児童相談所の対応の問題点	
2016年12月	結愛ちゃんが自宅前に放置され、香川県の児童相談所が一時保護	香川県の児相 2度にわたる一時保護でも施設入所を申し立てなかった	香川児相
17年2月	結愛ちゃんに対する傷害容疑で父親を書類送検（不起訴）		警察
3月	結愛ちゃんが自宅の外に放置され、2度目の一時保護	父親への指導が不十分	香川児相
5月	傷害容疑で父親を2回目の書類送検（不起訴）		警察
18年1月4日	児相が保護者に対する指導措置を解除	転居をリスク要因と考えれば、指導措置を解除すべきではなかった	香川児相
23日	結愛ちゃん母子が東京都目黒区に転入届を提出。先に転居していた父親と同居を始める		警察
29～31日	香川県の児相が東京都の品川児相に一家の転居を連絡し資料を送付	けがの写真など客観的な資料を送らず、児相間の認識がずれた	品川児相
2月9日	品川児相が家庭訪問。結愛ちゃんには云えり		警察
3月2日	結愛ちゃんが搬送先の病院で死亡	母親の面会拒否で結愛ちゃんに会えなかった後も、リスク評価を見直さなかった	警察
6月6日	警視庁が両親を保護責任者遺棄致死容疑で逮捕（起訴）		

## 千葉県野田市心愛（みあ）ちゃんの事件

小4 女児死亡事件をめぐる経緯	17年	18年	19年	
7月上旬	栗原心愛さんの母親の親族が、沖縄県糸満市に相談。「父親から母親がDVを受けている。心愛さんは恫喝されている」			沖縄県 糸満市
14日	糸満市が県中央児童相談所に栗原家について連絡。「低体重で生まれた赤ちゃんがいる。母親は夫からDVを受けている疑いがある」。児相は「情報が少ない」として判断保留			糸満児相
下旬	糸満市が心愛さん宅への家庭訪問を計画したが、2度キャンセルされる			千葉県 野田市
9月1日	心愛さんが千葉県野田市立山崎小学校に転校。市は「支援が必要な家庭」と把握			千葉県 野田市
11月6日	心愛さんが山崎小のいじめアンケートで「お父さんにほう力を受けています」と訴え			柏児相
7日	県柏児童相談所が一時保護を開始			柏児相
12月27日	柏児相が一時保護を解除。心愛さんが親族の元で生活を始める			学校・教育委
18年1月12日	心愛さんが冬休み明けの1月9日になっても登校しないため、学校で栗原容疑者と妻、市教委が話し合い。栗原容疑者がアンケートのコピーと「念書」を求める			学校
13日	学校が「念書」を渡す			学校
15日	市教委がアンケートのコピーを渡す			市教育委
18日	心愛さんが市立二ツ塚小に転校			市教育委
2月20日	市の「要保護児童対策地域協議会」でコピーを渡したことが報告される			市教育委
3月上旬	心愛さんが両親の元に帰る			市教育委
19年1月7日	栗原容疑者が小学校に「沖縄にいる」と電話			警察
24日	救急隊が心愛さんの遺体を自宅の浴室で発見			警察
25日	栗原容疑者を心愛さんへの傷害容疑で逮捕			警察

# 神奈川県大和市次男殺害事件

次男を殺害容疑 母親逮捕

次男 2回にわたり保護  
解除の9か月後 死亡

2012年 ● “心肺停止”の通報で救急搬送 入院

1回目

10年ほど前 兄・姉が生後半年たらず死亡  
雄大くんを保護

2017年 ●

2回目

弟(当時1)死亡を受けて保護

2018年 ●

施設への入所に保護者の同意得られず  
家庭裁判所に申し立て ➡ 却下

7  
NEWS

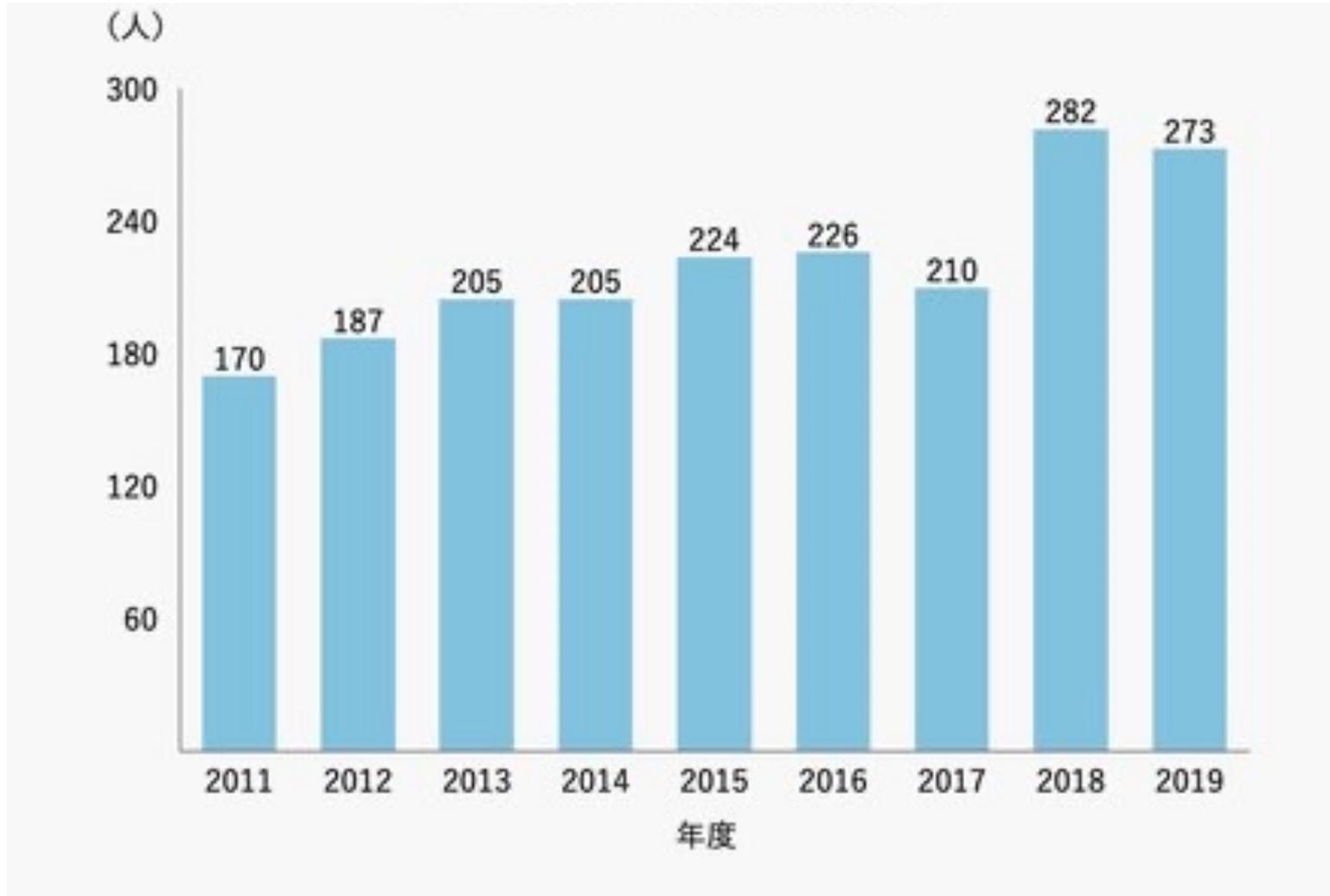
- 爽彩さんが遺体で発見された公園に慰霊訪問



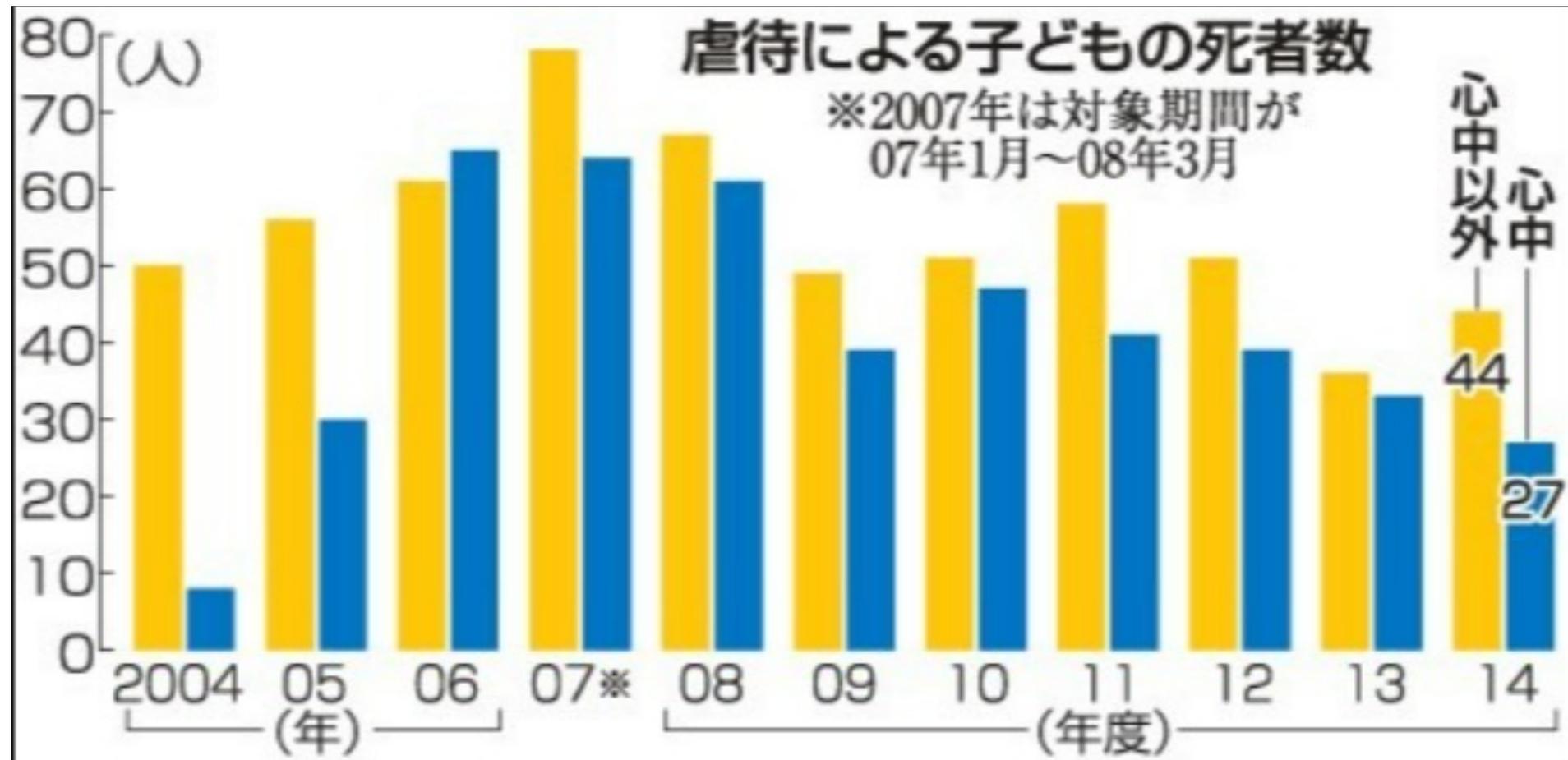
- 旭川市教育委員会、教育長らと直接面談 (学校や第三者委員会の対応、いじめ防止法の課題について)



## わいせつ行為等で処分された公立学校教職員推移



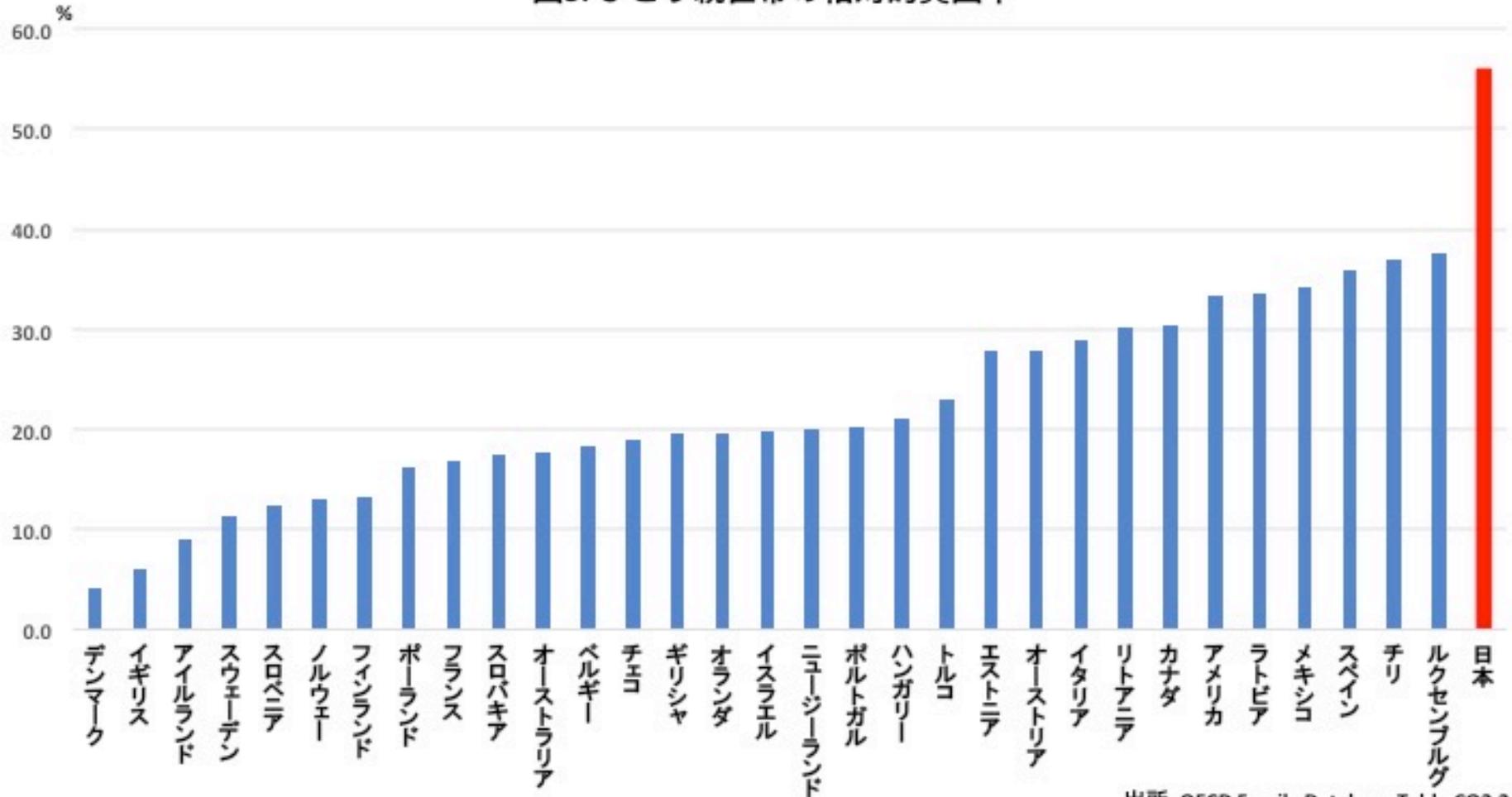
# 産後うつ（虐待死と無理心中）



# シングルペアレントと子どもの貧困

- ✓ ひとり親世帯の貧困率 約50%
- ✓ 母子世帯の非正規雇用の割合は5割超

図3: ひとり親世帯の相対的貧困率



出所: OECD Family Database Table CO2.2.C

## ひとり親家庭の養育費を巡る状況

	母子世帯	父子世帯
世帯数	123万2000 (離婚が79.5%)	18万7000 (離婚が75.6%)
平均年収	243万円	420万円
養育費 取り決め率	42.9% (理由は「相手と 関わりたくない」 が最多)	20.8% (「相手に支払う 能力がないと 思った」が最多)
調査時の 受給割合	24.3%	3.2%
受給世帯の 平均月額	4万3707円	3万2550円

2016年度の厚生労働省の調査に基づく

# ベビーライフ事件についての関係機関の対応

## ① 厚生労働省

→ 本件は東京都所管のため、厚労省では何も把握していない。東京都の調査を待つ。

## ② 東京都

→ ベビーライフの代表との連絡がとれず、調査はこれから。

※ そもそも、許可申請をしていない悪質な業者については、都としては把握が困難であり、  
その取り締まり等は想定していない。

## ③ 外務省

→ 国際養子縁組による子どもの出国数を把握していない。

※ 日本は、ハーグ国際養子縁組条約を締結しておらず実績の報告書の作成義務なし

## ④ 法務省

→ 国際養子縁組の件数を把握せず

→ 未成年者を養子とする縁組の際の家庭裁判所の許可の件数を把握せず

## ⑤ 最高裁判所

→ 国際養子縁組の件数を把握せず

→ 未成年者を養子とする縁組の際の家庭裁判所の許可の件数を把握せず

## ① 児童の権利条約 (1994年批准)

**国内で適切な監護ができない場合のみ国際養子縁組が可能 (21条)**

→ この原則に反する事業者が存在 (ベビーライフ等)

※ 養子縁組あっせん法では「可能な限り日本国内において児童が養育」と規定 (3条2項)

※ 児童の保護が後退している書きぶり

## ② 児童福祉法

**営利を目的の養子縁組あっせん行為の禁止 (34条)**

→ 国も自治体も積極的に取り締まりができていない状態

## ③ 養子縁組あっせん法 (2018年施行)

**許可制度で民間事業者による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等 (1条)**

無許可での民間事業者による養子縁組のあっせん事業は刑罰対象 (44条)

→ 国も自治体も積極的に取り締まりができていない状態 (横割り問題)

※ 国は都道府県の責務との立場、都道府県は申請がなければ対処が困難との立場

## ④ 民法

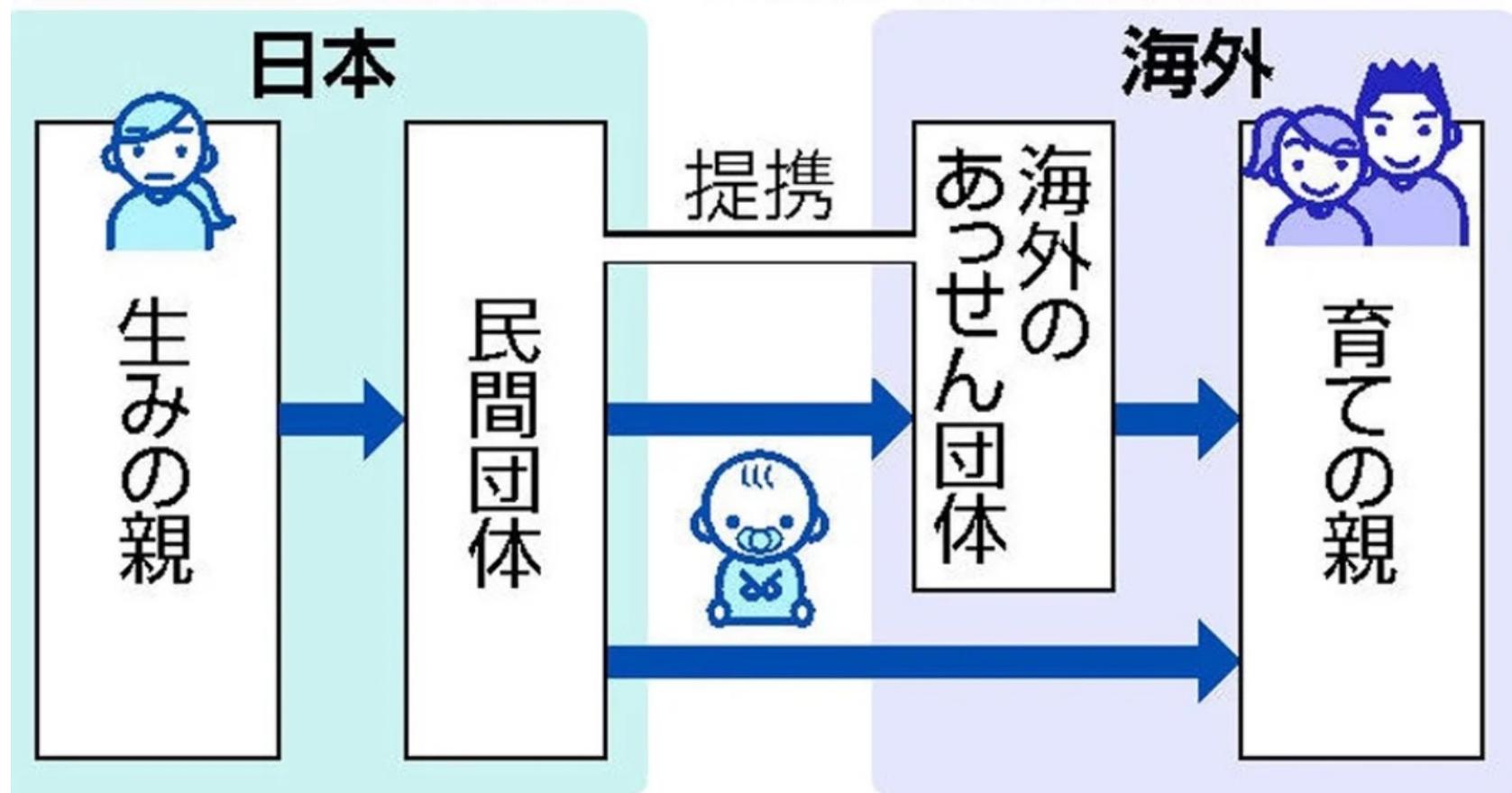
**未成年者を養子とする縁組の際の家庭裁判所の許可 (798条)**

→ 日本国籍の児童が海外に出国した後は家庭裁判所は関与不可能

※ 法の適用に関する通則法は、日本国内においてどこの国の法律を適用するのかの話

## 国際養子縁組の流れ

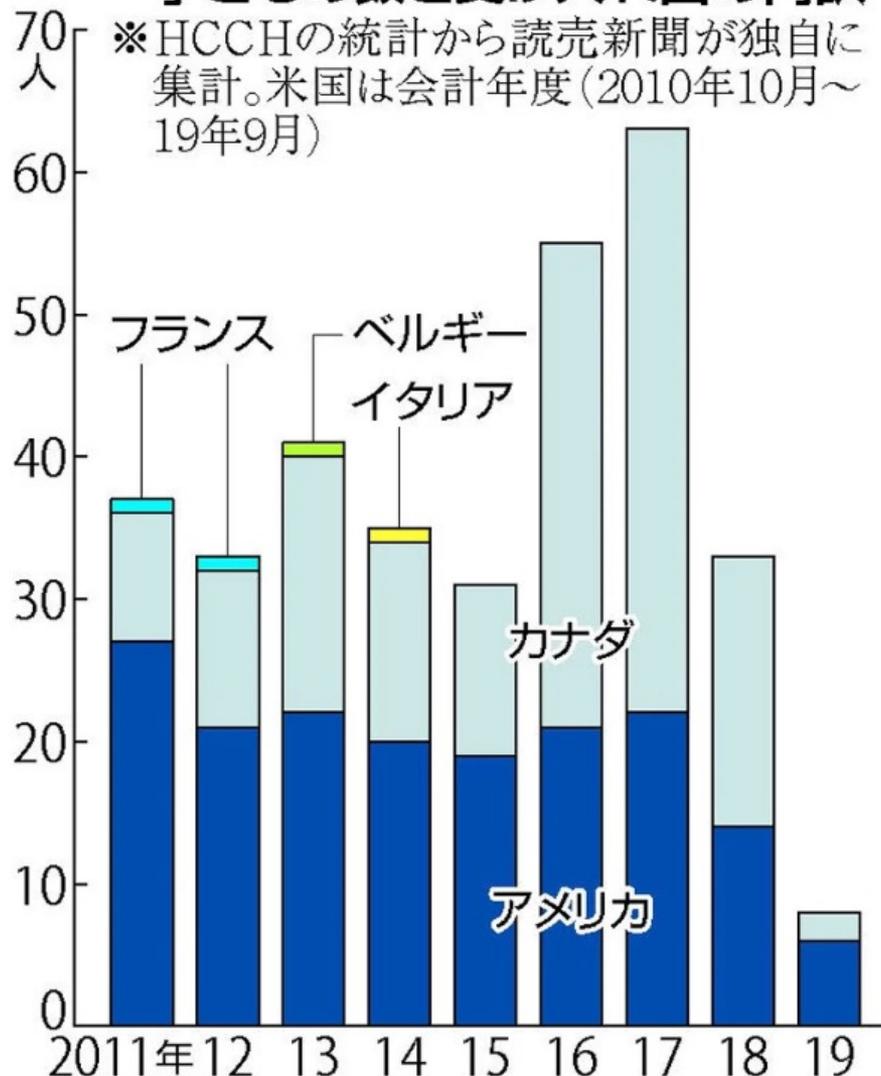
※関係者への取材を基に作成



# 日本からの国際養子縁組

## 日本から国際養子縁組をした 子どもの数と受け入れ国の内訳

※HCCHの統計から読売新聞が独自に  
集計。米国は会計年度(2010年10月～  
19年9月)



出典：[読売新聞オンライン](#) 2021/03/24 10:41

# 不適切指導の予防

問題：

- ①児童虐待防止法、パワハラ防止法、いじめ防止対策推進法の各法が禁じる行為を、教員が児童生徒に対して行うことを禁じる法的な仕組みが存在しない。
- ②学校事故・事件は、学校任せでは調査すらされないため、家族・遺族が学校や教委と交渉を重ねなければならない。

不適切指導で子どもを亡くされた遺族の皆さんと複数回協議



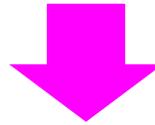
- ✓ 今年改定される生徒指導提要に、不適切指導について盛り込むよう文科省に申し入れ
- ✓ 改定に向け調整中

# 不適切指導の予防

問題：

- ①児童虐待防止法、パワハラ防止法、いじめ防止対策推進法の各法が禁じる行為を、教員が児童生徒に対して行うことを禁じる法的な仕組みが存在しない。
- ②学校事故・事件は、学校任せでは調査すらされないため、家族・遺族が学校や教委と交渉を重ねなければならない。

不適切指導で子どもを亡くされた遺族の皆さんと複数回協議



- ✓ 今年改定される生徒指導提要に、不適切指導について盛り込むよう文科省に申し入れ
- ✓ 改定に向け調整中

# 「こども庁」が対象とすべき緊急課題 ～「命」「環境改善」「制度・仕組み」の3つの課題を明確にして取り組む～

## 1. 命を守るための問題 ～子どもの“命”を守る体制の課題～

児童虐待、自殺、死因究明、教育現場の性犯罪者、いじめ、体罰指導死、産後うつ、孤独な育児、養子縁組海外あっせん

## 2. 子どもの環境改善にかかわる問題 ～妊娠前からの切れ目のない支援の課題～

子どもの貧困、ひとり親家庭、待機児童、不妊治療、家庭・養育者支援、子育てと仕事の両立、乳幼児健診、食育、体験・外あそびの不足、生活リズムの乱れ、ヤングケアラー、困難と孤独孤立、不登校ひきこもり、保育の質、教育の質

## 3. 制度・仕組みの問題 ～子ども目線での切れ目のない健康と教育の実現の課題

デジタル化、窓口一元化、難病、ホスピス、医療的ケア児、発達障害児、事故、小一の壁、教育費負担、医療・教育情報連携

## < 地方自治体における現場の課題 ～地方議員への緊急調査で浮き彫りになった4つの共通課題～ >

①人員予算不足 ②学校現場の課題が表面化されない ③都道府県と市区町村関係 ④国保減額調整措置

# 「こども庁」に必要な機能 ～課題解決の実効性を担保～子ども課題解決のプラットフォーム

## 1. 基本的考え方

- ① 専任大臣設置
- ② 強い調整機能権限 (調査、課題設定、施策立案、解決実施)
- ③ 子ども関連予算の一元的策定と確保
- ④ 子どもの権利条約を包括的に取り扱う
- ⑤ EIPP (Evidence Informed Policy and Practice : エビデンスに基づく政策立案と実践の展開)

## 2. 必要な機能 ～こども庁は「子ども課題解決のプラットフォーム」～

バラバラな縦割り府省庁×子どもが居る現場である横割り市区町村と都道府県×年代割りを繋ぐPDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルを機能させ確実に課題を解決し検証する。

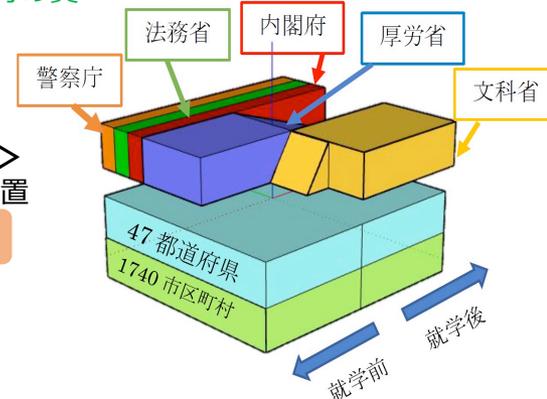
- ①『Plan』 : 「情報収集・調査機能」「こども情報部局」「予算と政策の策定と検証」
- ②『Do』 : 「愛育機能(すくすく)」「育成機能(のびのび)」「成育機能(たくましく)」
- ③『Check』 : 「日本版Ofsted」「子どもコミッショナー」「周産期医療・ケアの評価機能」
- ④『Action』 : 「改善レポート」「EIPP」

## 「こども庁」で検討すべき仕組み ～欧米での先進的な事例等を調査導入の検討～

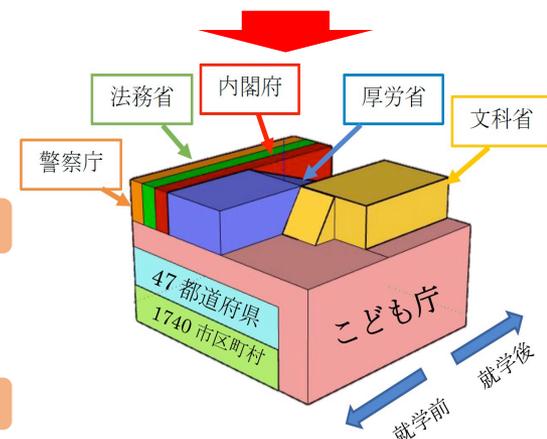
CDR (子どもの死因究明) DBS (性無犯罪証明) LMC (産前産後産後の継続ケア)  
 ネウボラ (周産期～就学迄ワンストップ相談) Ofsted (教育水準監督局)  
 子どもコミッショナー (人権機関) アドボカシー (子どもの立場代弁・擁護・権利実現機能)

## 留意点

- 1. 利用者別のニーズに応じた施設類型を残しつつ就学前教育等の充実により就学時の学力格差を解消
- 2. 府省庁再編については、こども庁に必要な機能や検討すべき仕組みなどの検討を経て議論を実践
- 3. 「こども庁」の設置について国と地方の協議の場を設ける



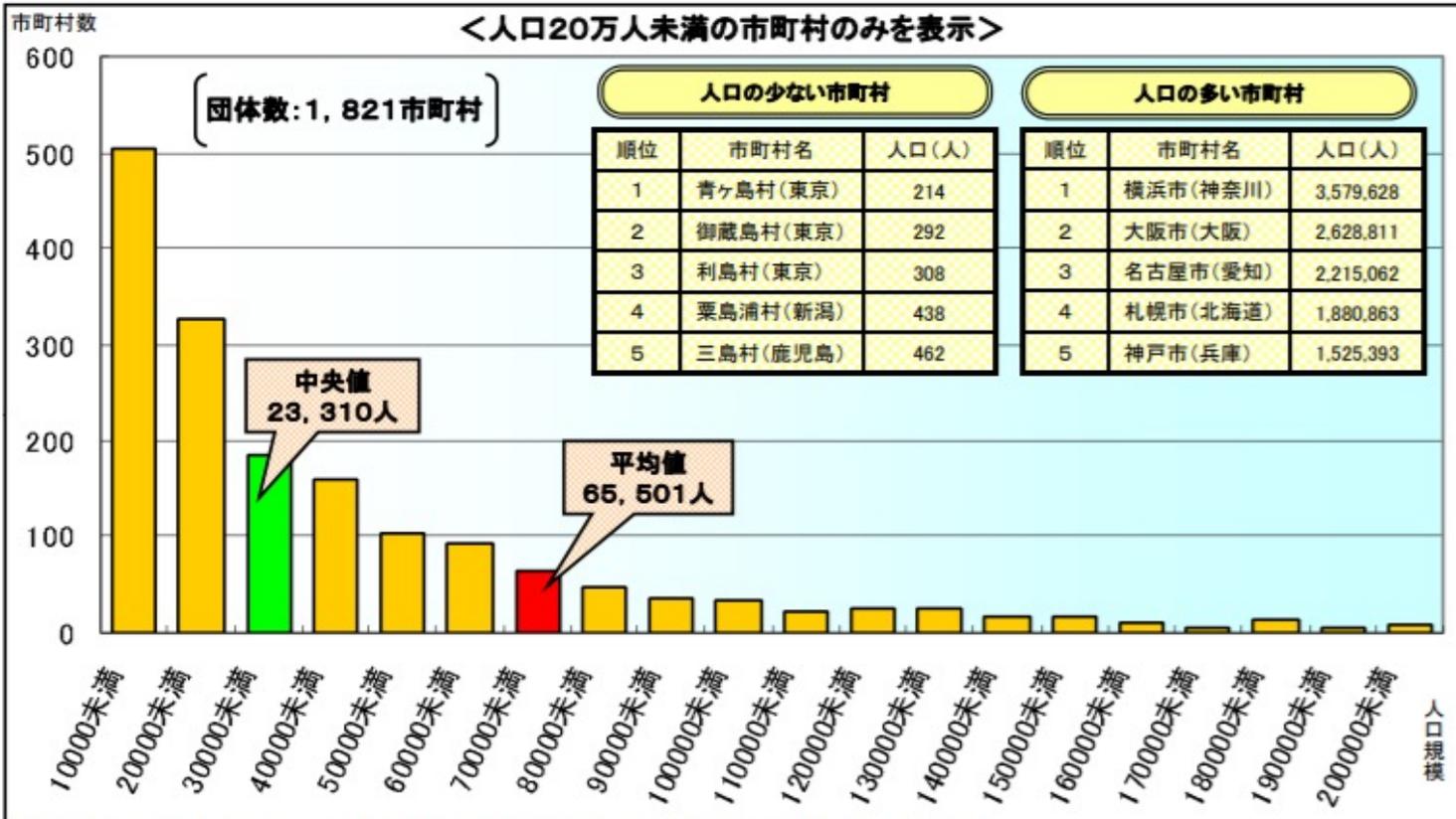
縦割り×横割り×年代割り  
バラバラな行政組織



こども庁がプラットフォーム  
となった連携のとれた組織

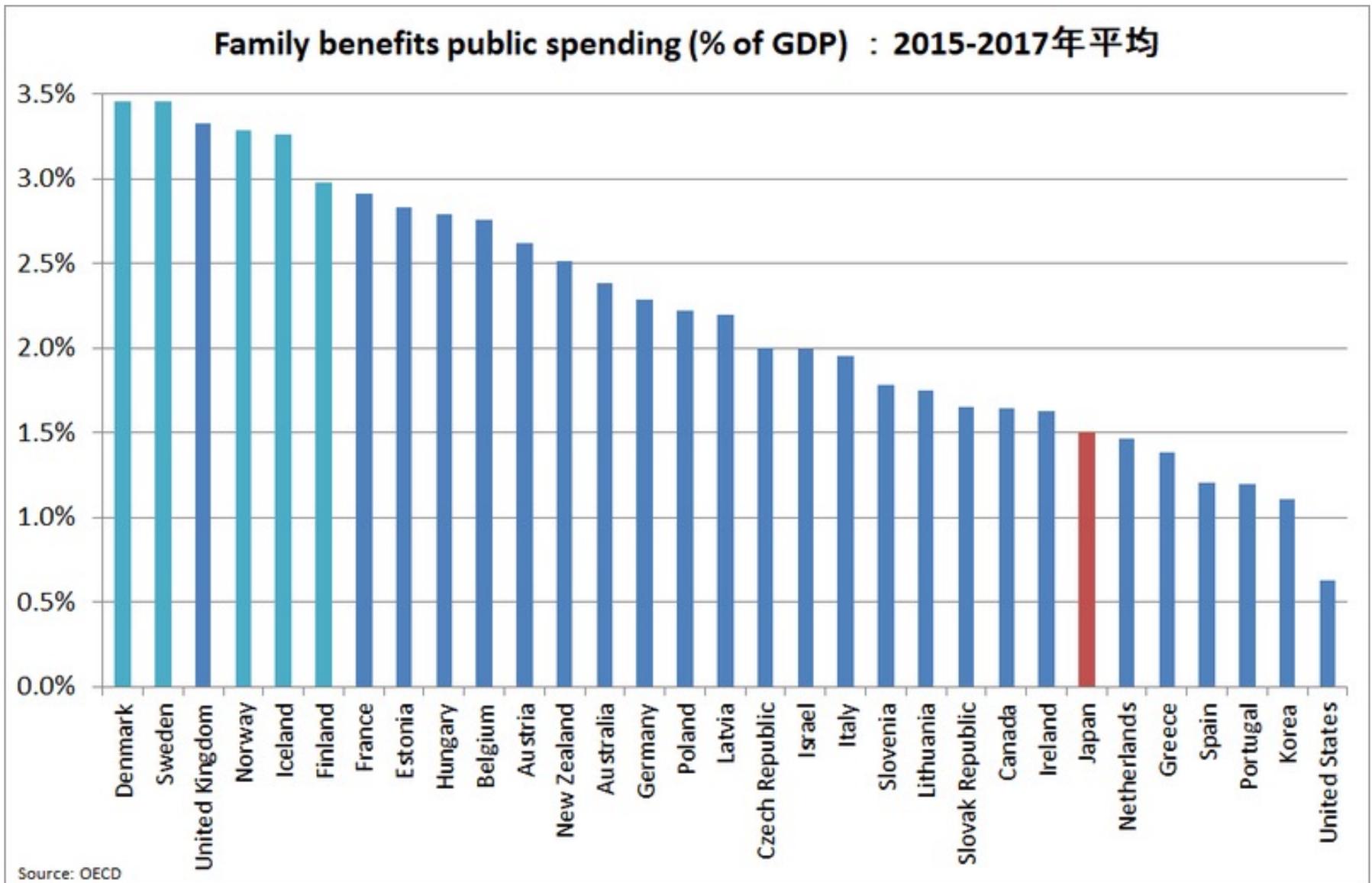
## 人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。



※ 人口は、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成18年3月31日現在。  
 ※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

# 諸外国の家族関係支出対GDP比（2015-2017）



こどもに関する課題に係る施策・予算

課題	施策	施策概要	令和3年度の予算(億円)	左記施策・予算の担当府省庁	左記施策・予算の根拠法・関係法等
＜こども目線＞					
虐待(養育者、保育者)	児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進	児童相談所の体制強化等、地域における子どもの見守り体制の強化等、親里養育包括支援(フォスターリング)事業の拡充、虐待を受けた子どもなどへの支援の充実等	1,735.0	厚生労働省	児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律
自殺	地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進(大人を含む)	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。また、SNS等を活用した相談体制を強化し、相談から具体的な支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築するとともに、コロナ禍において、民間団体が実施する相談体制等への継続的な支援を行う。	28.0	厚生労働省	自殺対策基本法
事故	子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議	子供の事故防止に関する関係府省庁の連携を図り、子供の事故の実態及び子供の事故防止に向けた各種取組等を情報交換する。あわせて、効果的な啓発活動の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。	なし	会議の構成員は、内閣府、警察庁、消費庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁	なし
	教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議	教育・保育施設等における死亡事故等について自治体による検証報告に対するヒアリングを行い、これを踏まえて、各年の「教育・保育施設等における事故報告集計」と事故情報データベースを用いた事故の傾向分析を行い、再発防止策について検討を行った結果を年次報告として取りまとめている。	なし	内閣府、文部科学省、厚生労働省	なし
いじめ(生徒間、教員、指導死)	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業	(1) 専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 ①スクールカウンセラーの配置充実:全公立小中学校への配置(27,500校)等 ②スクールソーシャルワーカーの配置充実:全中学校区への配置(10,000中学校区)等 ③24時間子供SOSダイヤル:いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談 ④SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援:いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の整備 ⑤不登校児童生徒に対する支援推進事業:自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備 ⑥幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進:インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロールへの支援 (2) いじめ対策・不登校支援等推進事業 いじめ、不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究、SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究	74.8	文部科学省初等中等教育局	いじめ防止対策推進法 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 学校教育法 (参考:自殺対策基本法、S・C、S・S・Wは学校教育法施行規則)
	補習等のための指導員等派遣事業	＜こども目線＞の課題「質の高い教育(外国人の子ども含む)」を参照(同事業内容のうち学習指導員等の配置として「学校生活適応への支援」(不登校児童生徒への支援、いじめへの対応)が挙げられている) ※同事業に係る予算額のうち、特に本課題に関連するものは「39.0億円の内数」		文部科学省初等中等教育局	いじめ防止対策推進法 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 学校教育法
CDR	予防のための子どもの死亡検証体制整備	予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、制度化に向け、都道府県における実施体制を検討するため、モデル事業として関係機関による連絡調整、予防のための子どもの死亡検証に係るデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用を支援する。また、国において、都道府県が収集したデータや提言の集約や、都道府県におけるデータ検証に対する技術的支援を実施する。	1.3	厚生労働省	なし
DBS	なし				
こどもの貧困	子供の貧困対策の推進(子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業等)	官公民連携プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」の推進、子どもの貧困対策会議の開催、子供の貧困に関する調査研究、地方における連携体制支援事業、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業(地域子供の未来応援交付金)など、子供の貧困対策を推進する。  ○子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業について 令和元年6月に改正された「子供の貧困対策推進法」及び同年11月に閣議決定された新たな「子供の貧困対策大綱」を踏まえ、「地域子供の未来応援交付金」により地方公共団体を支援する。子供の貧困に係る地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえた具体的な支援のための計画策定を支援するとともに、策定した計画に基づき、自治体内部、関係行政機関やNPO等の民間団体が連携し、地域における総合的な見守り体制を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症対応も含めた子供たちと支援を結びつける事業を実施するための取組を支援する(予算額:1.5億円)。	3.0	内閣府	子どもの貧困対策の推進に関する法律
	専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等(スクールカウンセラーの配置充実)	スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(27,500校) 貧困対策のための重点配置(1,400校) (このほか、いじめ・不登校対策等のため重点配置を行っている) ※予算額はいじめ対策・不登校支援等総合推進事業(＜こども目線＞の課題「いじめ(生徒間、教員、指導死)」を参照)の内数である「52.8億円」		文部科学省初等中等教育局	学校教育法 (参考:S・Cは学校教育法施行規則)
	専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等(スクールソーシャルワーカーの配置充実)	スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(10,000中学校区) 貧困対策のための重点配置(1,400校) (このほか、いじめ・不登校対策等のため重点配置を行っている) ※予算額はいじめ対策・不登校支援等総合推進事業(＜こども目線＞の課題「いじめ(生徒間、教員、指導死)」を参照)の内数である「19.4億円」		文部科学省初等中等教育局	学校教育法 (参考:S・S・Wは学校教育法施行規則)
	高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究	定時制・通信制課程において、不登校経験のある生徒、特別な支援が必要な生徒、外国籍の生徒など、多様な生徒に応じて卒業後の進路を見据えたカリキュラムの研究開発を実施するとともに、多様な学習ニーズに応じながらICTを効果的に活用した指導・評価方法等の実証研究を行う。	0.4	文部科学省初等中等教育局	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法
ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化	「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。	1,756.0	厚生労働省	母子及び父子並びに寡婦福祉法	

# (3) 都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成29年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

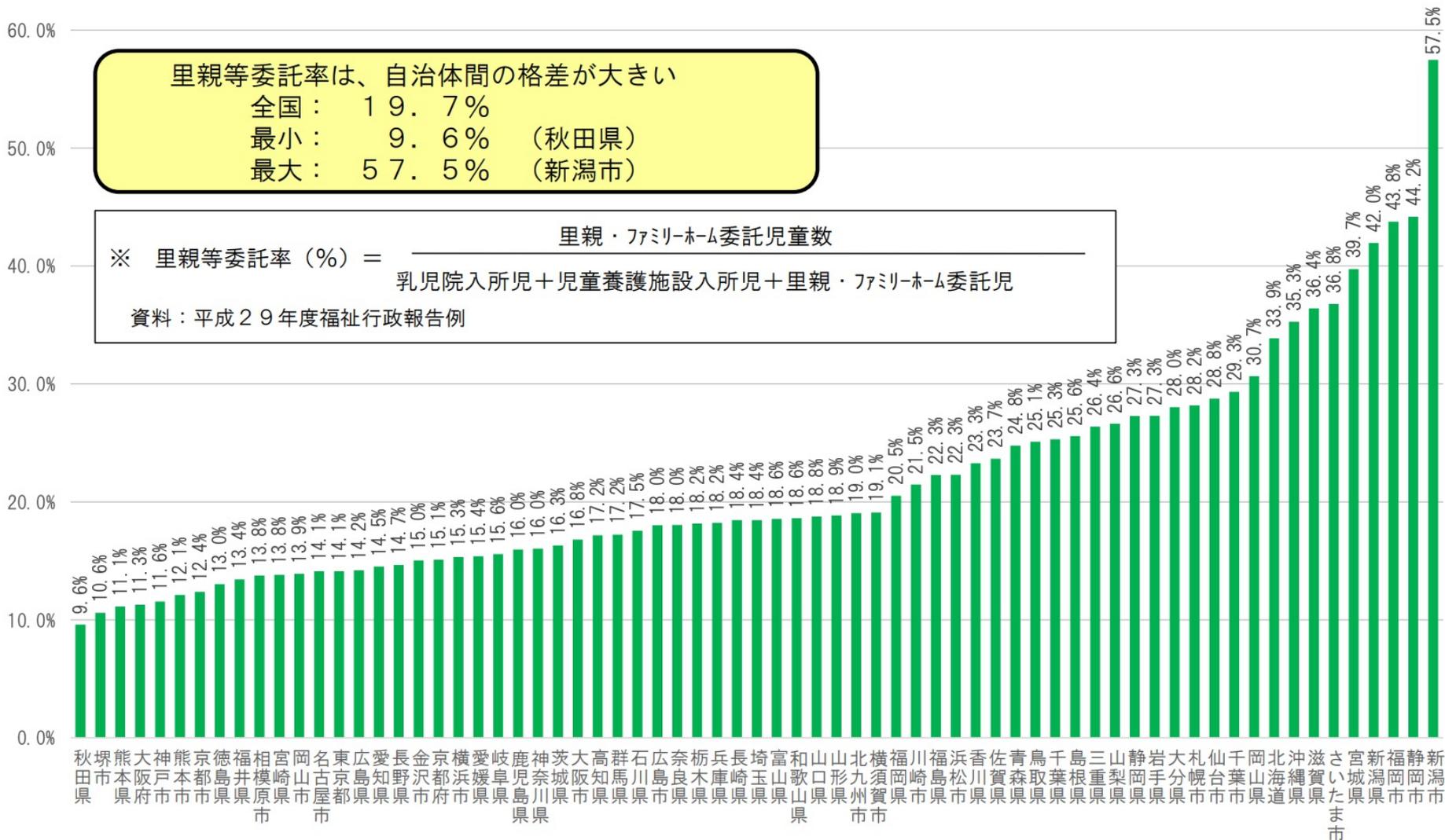
全国： 19.7%

最小： 9.6%（秋田県）

最大： 57.5%（新潟市）

$$\text{※ 里親等委託率（\%）} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：平成29年度福祉行政報告例



こども庁創設までの政治活動

# 「こども庁」創設に向けて動き出した経緯

- 2015年9月14日 児童養護施設を視察 施設での保護児童の生活状況を聴取
- 2015年10月9日～ 里親制度・児童養護の調査の為、ドイツ・オランダ・イギリスへ視察
- 2015年11月5日 里親家庭へ訪問
- 2015年11月10日 児童相談所を視察 児童相談所の実態を調査
- 2015年11月22日 児童養護の調査の為、韓国へ視察
- 2016年1月18日 どの省庁も児童の性的搾取の実態を把握できていないことが判明  
児童虐待の「総合的な対策専門部署設置」の答弁を引き出す
- 2016年2月16日 当時の世耕官房副長官児童養護等に関する意見交換
- 2016年2月19日 当時の菅内官房長官、世耕官房副長官に「こども庁創設の要望書」提出
- 2016年2月4日 児童養護施設「東京育成園」を視察
- 2016年3月3日 予算委員会にて子どもに寄り添った省庁「こども庁」を提案
- 2016年3月4日 予算委員会にて児相の環境の見直しを厚労大臣に迫る
- 2016年3月25日 予算委員会にて児童の死亡原因把握の限界を訴える



# 里親家庭・児童養護施設・児童相談所訪問

## 児童養護施設見学の様子

2015年9月14日



施設での保護児童の生活状況を聴取



里親での意見交換後、里子の個室での状況を視察している様子 2015年11月5日

## 里親家庭へ訪問

## 児童相談所の実態調査



2015年11月10日

足立区にある児童相談所の前で、視察後に撮影

## 今後の活動へ

- ① **家庭養護の定義の明確化・優先**
  - ・家庭的養護と家庭養護の違いを明確にし、家庭養護を優先して施策を実施する。
- ② **特別養子縁組及び里親制度の普及・推進の優先**
  - ・矢満田氏の推奨する愛知方式の認知普及の推進等
- ③ **特別養子縁組制度及び里親制度の啓蒙活動**
- ④ **子供の権利を前提に保護児童の最善の利益を優先する。**
  - ・国連子どもの権利条約に基づき、親の人格とは別個の子どもの権利を守る
- ⑤ **一時保護、緊急里親の普及**
- ⑥ **自治体格差に配慮し、全国同一水準の活動強化**
- ⑦ **児童相談所の実行力を強化する取り組みの検討**

## 課題例

- ・児童福祉資格の実効性、社会擁護教育の必要性
- ・児童相談所ソーシャルワーカーの対応頻度の状況
- ・子供の精神不安定の増加、重要なのは子供の苦しみの解消
- ・里親の支援、里子のケア、実子のケア不足
- ・家庭養護と家庭的養護の混同
- ・生まれてくる命を歓迎する仕組みの欠如
- ・特別養子縁組制度の不認知
- ・ケアリーパー、措置延長・18から20歳までの自立支援未対応
- ・里親の人材不足、一時的な里親家庭での保護の未普及

# 児童養護施設視察 - 東京育成園

2016年02月04日 社会福祉法人 東京育成園



地域の子供たちも自由に出入りできる  
芝生広場や東屋



一般開放もしている「ホール」

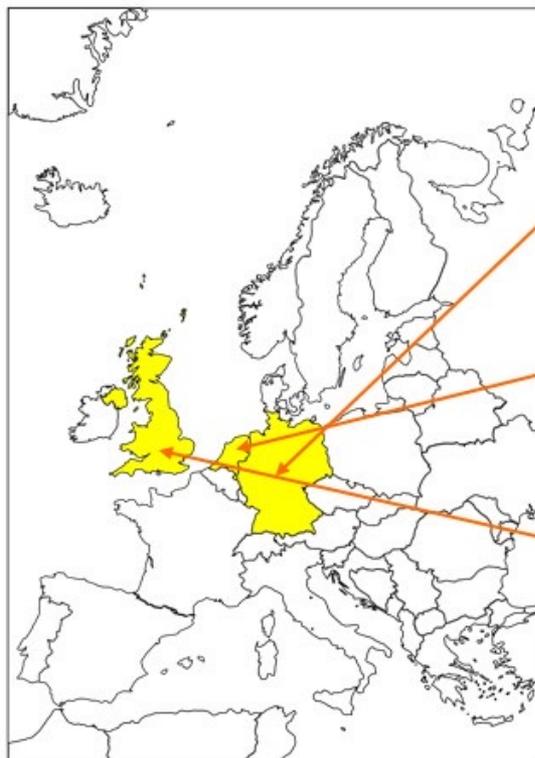


園内・住環境風景  
(出典)東京育成園HP

- ・住環境  
園敷地内に一軒家が数軒あり、子ども部屋・リビング・台所・浴室・洗面所等一般家庭と同様な環境で、多くの子供たちとケアワーカーとともに生活している「小舎制」を導入。
- ・地域との交流  
地域住民との交流を大切にし、園内ホールや会議室等施設の一般開放、多くの年間行事への招待、また園外グループホームの設置等、地域と共存する環境を提供
- ・家族再構築  
子供たちが一日も早く家族に戻れるよう、問題解決や家庭環境改善等に取り組み、「家族の再構築」を目指す。再統合率約90%、施設平均滞在年数約3.9年と短期間の実績

# ヨーロッパ視察

## アポイントメント先



ドイツ

Diakonie Dusseldorf (養護施設)  
領事館



オランダ

外務省、健康・福祉・スポーツ省  
尊厳死協会、シャボット・あかね氏  
Jeugdformat (里親ケア)、大使館



イギリス

Lumos (児童養護)、教育省  
TFN (児童養護)、上鹿渡教授  
FRG (児童養護)、大使館

# ヨーロッパ視察

ドイツ・オランダ・イギリス

2015年10月09日～16日 関連団体・施設・政府機関等



児童養護施設



児童養護施設



Lumos



FRG

# 韓国視察

2015年11月22日 児童養護施設「安養の家」



韓国内でも大きい施設の1つで、ソウル市内より1時間程度の安養市内の広大な静かな場所に立地。施設内では、専門的な教育を受けることができ、音楽や囲碁や英語等、ボランティアの専門家による特別なプログラムを作り、児童に提供。また、卒業後は、大学進学、牧師や詩人や大統領秘書等の様々な職に進めるよう、施設や政府の手厚い保護・支援がなされている。

## 児童の性的搾取の担当部署を決める打合せ

パネル⑨

### 何度も関連省庁と打合せをしたが、 児童性的搾取の総合担当部署は決まらず

発端	2015年 10月27日	ブーア・ブキキオ氏記者会見 「子どもの性的搾取に対して包括的な戦略が必要」
1回目	2015年 11月12日	内閣府・外務省・文科省・法務省・警察庁にて打合せ (厚労省は連絡違いで来れず) ⇒ <b>各省とも担当ではない</b>
2回目	11月16日	内閣府・外務省・文科省・厚労省・警察庁に対し 担当部署を決定するよう文書で依頼 ⇒ <b>後日「決められない」と回答</b>
3回目	11月30日	内閣府・外務省・文科省・法務省・厚労省・警察庁にて打合せ ⇒ <b>各省とも担当ではない</b>
4回目	12月2日	内閣官房と打合せ ⇒ <b>部署の人数が少なくとても担当できない</b>
5回目	2016年 1月15日	内閣総務官室・内閣府・外務省・文科省・法務省・厚労省 警察庁と打合せ ⇒ <b>各省とも担当ではない</b>

## どの省庁も児童の**性的搾取の実態を把握できていない**

内閣府	児童ポルノ法適用範囲のみの被害児童数を把握している
文科省	把握していない
総務省	把握していない
厚労省	児童相談所への相談件数（人数ではない）のみ把握している
法務省	児童ポルノ法などでの罪名での件数のみ把握している
警察庁	検挙された児童の売春・児童ポルノ事犯での被害児童数 検挙された児童虐待のうちの性的虐待にかかる被害児童数のみ把握している

# 予算委員会にて政府を動かす -「子どもを守る」組織体制作りを

2016年1月18日・1月19日 参議院予算委員会

参議院予算委員会にて、2日間にわたり、安倍総理大臣と菅官房長官に質疑。  
最終的に菅官房長官より、「児童虐待の総合的な対策専門部署設置」の答弁を引き出す。

各省庁の児童の性的搾取件数把握状況		パネル④
どの省庁も児童の性的搾取の実態を把握できていない		
内閣府	児童ポルノ法適用範囲のみの被害児童数を把握している	
文科省	把握していない	
総務省	把握していない	
厚生省	児童相談所への相談件数（人数ではない）のみ把握している	
法務省	児童ポルノ法などでの罪名での件数のみ把握している	
警察庁	検挙された児童の売春・児童ポルノ事犯での被害児童数 検挙された児童虐待のうちの性的虐待にかかる被害児童数 のみ把握している	

質疑で用いたパネル資料



## 【参議院予算委員会(2016年1月19日) 菅官房長官の答弁(抜粋)】

今、児童の虐待の問題でありますけれども、ここは政府が一丸となって取り組んでいかなきゃならないということは当然であります。そういう中で、犯罪対策閣僚会議の庶務であります内閣官房で全体の取りまとめを行って、各関係省庁がそれぞれ所掌に従って様々な取組を行っているのが現実であります。

しかし、昨日、委員(=山田)の御指摘もありました。委員御承知のとおり、昨年、国家行政組織法、これが改正をされましたので、現在は省庁設置法で総合調整できませんけれども、今年の四月からできるようになりますので、そうした御指摘も踏まえて、各省庁等に対して、任務に関連する特定の内閣の重要課題、今の児童虐待は極めて重要な課題だというふうに思っています。  
そうしたものについては閣議決定で総合調整権限を付与することができる、この四月からなりますので、そうしたことについて、御指摘を踏まえて、政府として責任を持って対応できるような体制というものをつくっていきたいというふうに思います。

社会擁護 課題整理マトリックス

	入口(緊急的・スピード)	中口(質の向上)	出口(根本原因の解消)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>失われる命の緊急対応</li> <li>居所不明児童の撲滅</li> <li>各機関の連携強化</li> <li>赤ちゃんポストの位置づけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こども庁(仮称)」の創設</li> <li>・親権停止の合理的な基準の明確化</li> <li>・要保護児童・元要保護児童の意見を聴取する仕組みの構築</li> <li>・子どもの権利の保障</li> <li>・実態の調査及び原因の要因別分析</li> <li>・それぞれの専門的職員の能力水準向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設出所後の自立支援</li> <li>・家族の再統合</li> </ul>
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談業務の質の向上</li> <li>・子どもシェルター</li> <li>・虐待の予防、早期発見力の強化</li> <li>・胎児からの環境整備(特別養子縁組)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎自治体への移行(都道府県は広すぎる)</li> <li>・ソーシャルワーカー設置水準強化</li> <li>・児童相談所の検証、監査、問題過程の観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アフターケア</li> <li>・18~20歳の措置延長(保証人等)</li> </ul>
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭養護の推進・定義・優先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省推進方針目標設定(長期化対応)</li> <li>・都道府県推進計画設定(長期化対応)</li> <li>・乳児院の撤廃</li> <li>・基礎自治体の管理へ移行</li> <li>・大規模施設での保護</li> <li>・進学支援、進学率(大学進学)の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭養護のあっせん</li> <li>・養子縁組のあっせん</li> <li>・家族の再統合</li> <li>・社会に出るためのケア</li> <li>・社会に出た後のケア</li> </ul>
家庭養護 里親・小規模住居型 児童養育事業 → 「家庭養護・ 里親基本法」の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童の最善の利益</li> <li>・一時保護・緊急里親の普及</li> <li>・児童その他機関との連携強化</li> <li>・乳児の里親委託事例の増加</li> <li>・里親ケア・経済的支援、里子のケア</li> <li>・里親家庭の実子のケア</li> <li>・里親支援相談員の配置見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の保護者による養護</li> <li>・里親人材の確保・質の向上・国民への啓発</li> <li>・先進的な取り組みに関する情報収集</li> <li>・財政上の措置</li> <li>・実親ケア(里親拒否)・実親教育・資格認定</li> <li>・家庭養護推進に関する国の責務</li> <li>・家庭養護推進に関する地方公共団体の責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実親との再生活が促進(家族再統合)</li> <li>・養子縁組の促進</li> <li>・社会に出るためのケア</li> <li>・社会に出た後のケア(ケアリーパー)</li> <li>・里親保険、後見人保険</li> </ul>
養子縁組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠子育て相談</li> <li>・特別養子縁組のあっせん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組後の大人、子供のケア</li> <li>・養子縁組民間団体との連携、有効活用</li> </ul>	

平成 28 年 2 月 19 日(金) 参議院議員 山田太郎事務所

# 「こども庁」創設に向けて動き出した経緯

- 2017年～ 社会養護を中心とした視察等を継続
- 2018年12月 成育基本法成立
- 2020年11月 同じく「こども庁」の構想を掲げていた自見はなこ議員と議論開始
- 2021年1月24日 **菅義偉内閣総理大臣面会。「こども庁」について私案を提言**
- 2021年2月2日 自民党有志30人と「Children Firstの行政のあり方勉強会」発足  
計7回の勉強会とアンケートを実施
- 2021年3月16日 緊急提言取りまとめ
- 2021年3月31日 下村政調会長、二階幹事長含む党内関係者に申し入れ
- 2021年4月1日 菅総理大臣申し入れ
- 2021年4月13日 自民党総裁直属機関として“「こども・若者」輝く未来創造本部”発足



# 「Children Firstの行政のあり方勉強会」発足

2021年2月2日

## 第1回 Children Firstの子ども行政のあり方勉強会 ～子ども家庭庁の創設に向けて～



### 呼びかけ人

〈衆議院議員〉 うえの賢一郎、木原誠二、橋本岳、牧原秀樹、小倉將信、小林鷹之  
小林史明、佐々木紀、田畑裕明、津島淳、福田達夫、牧島かれん、務台俊介、村井英樹  
山下貴司、鈴木貴子、加藤鮎子、木村弥生、鈴木隼人、古川康、宮路拓馬、国光あやの  
繁本護

〈参議院議員〉 古賀友一郎、山下雄平、吉川ゆうみ、和田政宗、佐藤啓、山田太郎、自見はなこ  
(順不同・敬称略)

- 勉強会の3つの特徴

## 1. 専門家と当事者の声

- 勉強会は計30回開催(2022.2.22現在)
- 日本の第一人者51人の講師からヒアリング

## 2. アンケートで多くの一般市民、地方議員、地方公務員 の声を収集(3回のアンケートの実施)

- 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」  
1万7000人、4万8000件の意見
- 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」  
地方議員132人、112議会からの回答
- 「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」  
地方公務員303人からの回答

## 3. 自治体の協力、協議

- 全国知事会「次世代育成支援対策プロジェクト」リーダーの三日月知事  
より全国知事会からのアンケート報告
- 知事会からの要望も提言にしっかりと反映
- 全国知事会は43都道府県で「こども庁」について「賛成」  
4都道府県は今後の検討として保留(反対ではない)

# Children Firstの子ども行政のあり方勉強会 実施一覧

## ○第1回 2月2日 (火) 17時

- 泉房穂 氏 (兵庫県明石市長)

「こども施策を世の光に—今こそ発想の転換を一市町村から見た中央での子ども行政のあり方」



## ○第2回 2月9日 (火) 17時

- 中井章人 氏 (日本医科大学多摩永山病院院長)

「産婦人科の現状と取り組み—セミオープンシステムと助産師外来、院内助産システムを中心に—」

- ドーリング景子 氏 (出産ケア政策会議共同代表・京都大学大学院医学研究科母性看護・助産周産期疫学分野助教)

「ニュージーランドのかかりつけ助産師制度について—20年前の改革に学ぶ—」

## ○第3回 2月16日 (火) 17時

- 吉川優子 氏 (一般社団法人吉川慎之介記念基金代表理事)

「チャイルド・デス・レビュー (CDR)と事故調査・検証制度の在り方について—保育・学校事故遺族の立場から—」

- 西田佳史 氏 (東京工業大学教授)

「事故データを予防につなげる省庁に跨る連携」

## ○第4回 2月22日 (月) 17時

- 秋田喜代美 氏 (東京大学教育学研究科教授)

「保育・教育の質の向上と子どもの発達」



## ○第5回 3月2日 (火) 17時

- 奥山眞紀子 氏 (日本子ども虐待防止学会理事)

「縦割り行政の弊害と子ども行政統合への期待」

- 木下あゆみ 氏 (国立病院機構四国こどもおとなの医療センター小児アレルギー内科医長・育児支援対策室長)

「小児科医から見た『子ども虐待』子どもたちのために何をすべきか—事例を通じて考える—」



## ○第6回 3月9日 (火) 17時

- 前田晃平 氏 (認定NPO法人フローレンス)  
「子どもたちを性犯罪から守る仕組み『日本版DBS』実現への課題」
- 風間暁 氏 (虐待経験者、保護司、ASK認定依存症予防教育アドバイザー)  
「虐待サバイバーの観点からみた、現在の児童相談所・社会養護の課題と子ども家庭庁創設の必要性」

## ○第7回 3月12日 (金) 13時30分

- 坂下一夫 氏 (長野県立こども病院血液腫瘍科部長)  
「長野県立子ども病院における緩和医療－小児がんの在宅医療とファミリールーム－」
- 内多勝康 氏 (国立成育医療センターもみじの家ハウスマネージャー)  
「学校にいけないのは、なぜ？」
- 田川尚登 氏 (NPO法人横浜こどもホスピスプロジェクト代表理事)  
「横浜こどもホスピスが目指すもの－うみとそらのおうちが目指すもの－横浜こどもホスピスが目指すもの－」



## ○第8回 3月16日 (火) 17時

- 第一次提言案とりまとめ

## ○第9回 4月6日 (火) 17時30分

- 事務局より菅総理大臣申入れの報告
- 五十嵐隆 氏 (国立成育医療研究センター理事長)  
「こども庁創設に向けての期待」



## ○第10回 4月15日 (木) 17時30分

- 尾木直樹 氏 (教育評論家・法政大学名誉教授)  
「こども庁創設への期待－子どもにとって安心安全な学校とは－」



## ○第11回 4月22日（木）17時30分

- 須永祐裕慈 氏（ストップいじめ！ナビ副代表）  
「いじめ対策の現状課題と施策」
- 大貫隆志 氏（一般社団法人ここから未来代表理事、指導死親の会共同代表）  
「**生徒指導を背景とした子供の自殺、不登校**」



## ○第12回 4月26日（月）17時

- 笹川陽平 氏（日本財団会長）
- 高橋恵里子 氏（日本財団国内事業開発チームリーダー）  
「子どもの最善の利益を中心に据えるために」
- 西崎萌 氏（公益財団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）  
「子どもの権利基盤のこども庁に向けて」
- 川瀬信一 氏（公立中学校教員・（一社）子どもの声からはじめよう代表理事）
- 中村みどり 氏（Children's Views & Voices副代表）  
「こども庁に期待すること－社会的養護経験者の視点から－」



## ○第13回 5月10日（月）18時

- 中村丁次 氏（神奈川県立保健福祉大学学長・／公益社団法人日本栄養士会会長）  
「子どもへの栄養教育の重要性－人間が教育をしないと人間の食事にはならない－」
- 村山伸子 氏（新潟県立大学人間生活学部健康栄養学科教授）  
「こども庁創設に向けた期待－日本型の学校給食で世界の子どもの健康づくりを支援する－」



## ○第14回 5月17日（月）11時15分

- 柴田悠 氏（京都大学大学院人間・環境学研究科総合人間学部准教）  
「子ども支援の「予算」「人員」を増やしつつ「政策効果」の検証を」



## ○第15回 5月19日（水）17時

- 宗美玄 氏（丸の内の森レディースクリニック院長）  
「子ども達に必要な包括的性教育と生理の貧困」
- 赤石千衣子 氏（しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）  
「2021年5月こどもの日に寄せてコロナ禍におけるひとり親世帯の子どもの状況」

## ○第16回 5月24日（月） 11時

- 末富芳 氏（日本大学教授）

「効果をあげる子どもの貧困対策へー子どもの権利、子どもの安全安心を中心にー」

- 渡辺由美子 氏（NPO法人キッズドア代表理事）

「コロナ禍の課題から考える子ども支援のあり方について」



## ○第17回 5月26日（水） 18時

- 長屋光征 氏（岐阜県議会議員）

「地方議員アンケート結果について」

- 奥野詠子 氏（富山県議会議員）

「子どもや成育過程にある者への支援に関する提言について」

- 佐藤あつし 氏（墨田区議会議員）

「子どもの事故予防地方議員連盟の取り組みについて」

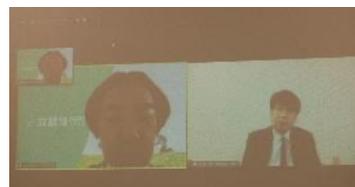


## ○第18回 5月28日（金） 8時

- 三日月大造 氏（滋賀県知事・全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー）

「こども庁創設と国への要請について」

- 第二次提言案取りまとめ



# Children Firstの子ども行政のあり方勉強会 実施一覧

○第19回 6月14日(月) 16時

- 放課後NPOアフタースクール代表理事 平岩国泰 氏「今こそ小学生の放課後支援を！」
- 早稲田大学教授・医学博士 前橋明 氏「食べて、動いて、よく寝よう」-外遊びのススメ-
- 小倉将信 衆議院議員「子どもの健全な成長のための外あそび推進に向けた提言書」について

○第20回 9月1日(水)10時

- 関西経済同友会

共同委員長 小坂 肇 (りそな銀行 シニアアドバイザー)、上田 理恵子 (マザーネット 代表取締役社長)

「子育て支援」を企業の成長戦略に～Well-being向上型戦略への大転換～」

○第21回 9月8日(水)14時

- 厚生労働省雇用環境・均等局

小学校休校等に伴う保護者の休暇取得支援について

- 勉強会事務局 山田太郎

地方公務員「子ども行政への要望・必要だと思うことアンケート」の報告

- 長屋光征 (岐阜県議会議員、Children First行政のあり方勉強会地方議員連絡会 代表世話人)

地方議員による「こども庁の設置を求める要望書(案)」の取りまとめ



# 2021年9月22日 自民党総裁選候補者による「こども政策公開討論会」



# Children Firstの子ども行政のあり方勉強会 実施一覧

## ○第22回 9月17日(金)16時

- ・内閣官房こども政策推進体制検討チーム「こども政策の推進に係る有識者会議について」
- ・デジタル庁「GIGAスクール構想に関する教育関係者・子どもへのアンケートの結果及び今後の方向性について」
- ・外房こどもクリニック院長 黒木春郎「こども医療を担うオンライン診療」
- ・株式会社Kids Public代表取締役/医師 橋本直也「子ども政策におけるICT活用事例産婦人科・小児科オンライン」

## ○第23回 9月22日(水)10時30分

- ・全国知事会「国民運動本部」より要望 平井伸治全国知事会長
- ・自民党総裁選候補者によるこども政策公開討論会



## ○第24回 11月15日(月)

- ・湯浅誠（認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長/東京大学特任教授）  
「多世代交流拠点としてのこども食堂とこども庁創設に向けた提言(仮)」

## ○第25回 11月24日(水)

- ・伊達市教育委員会こども部ネウボラ推進課「伊達市版ネウボラの成果とこども庁への期待」
- ・一般社団法人ママの孤立防止支援協会代表理事三浦りさ「子育てママが感じる孤立感の実態」



# Children Firstの子ども行政のあり方勉強会 実施一覧

○第26回 11月26日(金)

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局子育て支援室「こども成長見守りシステムー地方自治体のこども行政一元化の事例」

○第27回 12月13日(月)

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤大作「大人ファーストが阻んでいる、こどもの無限の可能性～現場で起きている諸問題～」

リーフラス株式会社 代表取締役 伊藤清隆「教育委員会と連携した部活動支援」

日本大学教授/内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員 末富芳「不登校児童生徒への多様な支援アプローチのあり方について」

○第28回 12月23日(木)

「子ども基点で考える子育て研究会からの提言・要望について」

会長 岡山県総社市長 片岡聡一/事務局長 滋賀県守山市長 宮本和宏



○第29回 2022年1月20日(木)

「3,000人の子どもの声～国の子どものための新たな取り組みに関する子どもアンケート調査結果から～」

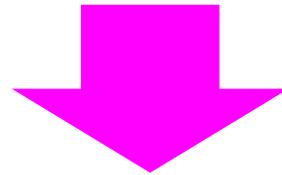
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 西崎萌

○第30回 2022年1月26日(水)

教育評論家・法政大学名誉教授 尾木直樹先生よりビデオメッセージ

「寝屋川市における『いじめゼロ』への新アプローチ」大阪府寝屋川市長 広瀬慶輔/大阪府寝屋川市危機管理部監察課





同日中に、自民党内の総裁直属機関で「こども庁」設立について検討するよう指示

# 『こども庁』創設によって縦割りを克服、Children Firstを実現する

2021年3月16日

- 児童虐待通報件数は急増し、いじめや自殺、不登校なども深刻な問題に。こうした問題に切れ目無く対処し、「子どもの権利条約」にも規定される**子ども達の権利**を守るため、行政機構の見直しが必要。
- **子どもの医療・保健・療育・福祉・教育を一元的に所管する『こども庁』**を創設。子どもを「**権利の主体**」と位置づけ、縦割り行政・多重行政をなくし、**制度分断による子どもの育ちの差異をなくす**。強い権限と総合調整機能を持たせる。
- 子どもの発達支援を拡充し、長年の待機児童問題を終わらせ、**安心して子どもを生み育てられる環境**をつくる。就学前の子どもの教育について施設類型を問わず抜本的な質の向上を進める。**すべての人が健康に活躍できる社会**を実現し、子ども・子育て関係支出の対GDP比**倍増**を目指す。

	厚労省 子ども家庭局	内閣府 子ども子育て本部 男女共同参画局	文科省 幼児教育課等	法務省	警察庁
子どもの発達支援	保育園 医療的ケア児支援 障害児支援	認定こども園 企業主導型保育 ベビーシッター	幼稚園	少年院 矯正施設	非行防止
	乳幼児健診・予防接種 母子手帳	少子化対策 孤独・孤立対策	学校健診		
児童虐待 DV対策等	婦人保護施設 母子生活支援施設 児童相談所 児童養護施設 乳児院、里親	配偶者暴力相談 支援センター 女性センター	学校での いじめ対策	人権救済	事件化
施策	産前・産後ケア支援、小児医療・周産期医療体制の整備 成長に応じた性教育、希望に寄り添う不妊治療、CDR（チャイルド・デス・レビュー） DBS（保育・教育従事者の無犯罪証明）、ホスピス 食育、子ども食堂・子ども宅食の支援 など				

## こども庁

- 所管大臣を置き、強い権限を持たせる
- 子どもに関するあらゆる課題に対して一貫性のある施策を実行するための総合調整機能を持ち、医療・保健・療育・福祉・教育・警察・司法等の縦割りを克服し推進する体制を構築する

## 「こども庁の5つの柱」

- 子どもの“命”を守る体制強化
- 妊娠前・妊娠期からの継続支援の充実
- 教育と保育に関わる子どもを安心して育てられる社会環境の整備
- 妊娠期から成人まで、子ども目線での切れ目のない教育と健康の実現
- 子どもの成長を社会で守る一貫した環境整備

○ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）附則

2 政府は、**成育医療等（※）の提供に関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方等について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等（同法第2条第2項）

Children Firstの子ども行政のあり方勉強会事務局作成

# 「こども庁」が対象とすべき緊急課題 ～「命」「環境改善」「制度・仕組み」の3つの課題を明確にして取り組む～

## 1. 命を守るための問題 ～子どもの“命”を守る体制の課題～

児童虐待、自殺、死因究明、教育現場の性犯罪者、いじめ、体罰指導死、産後うつ、孤独な育児、養子縁組海外あっせん

## 2. 子どもの環境改善にかかわる問題 ～妊娠前からの切れ目のない支援の課題～

子どもの貧困、ひとり親家庭、待機児童、不妊治療、家庭・養育者支援、子育てと仕事の両立、乳幼児健診、食育、体験・外あそびの不足、生活リズムの乱れ、ヤングケアラー、困難と孤独孤立、不登校ひきこもり、保育の質、教育の質

## 3. 制度・仕組みの問題 ～子ども目線での切れ目のない健康と教育の実現の課題

デジタル化、窓口一元化、難病、ホスピス、医療的ケア児、発達障害児、事故、小一の壁、教育費負担、医療・教育情報連携

## < 地方自治体における現場の課題 ～地方議員への緊急調査で浮き彫りになった4つの共通課題～ >

①人員予算不足 ②学校現場の課題が表面化されない ③都道府県と市区町村関係 ④国保減額調整措置

# 「こども庁」に必要な機能 ～課題解決の実効性を担保～子ども課題解決のプラットフォーム

## 1. 基本的考え方

- ① 専任大臣設置
- ② 強い調整機能権限 (調査、課題設定、施策立案、解決実施)
- ③ 子ども関連予算の一元的策定と確保
- ④ 子どもの権利条約を包括的に取り扱う
- ⑤ EIPP (Evidence Informed Policy and Practice : エビデンスに基づく政策立案と実践の展開)

## 2. 必要な機能 ～こども庁は「子ども課題解決のプラットフォーム」～

バラバラな縦割り府省庁×子どもが居る現場である横割り市区町村と都道府県×年代割りを繋ぐPDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルを機能させ確実に課題を解決し検証する。

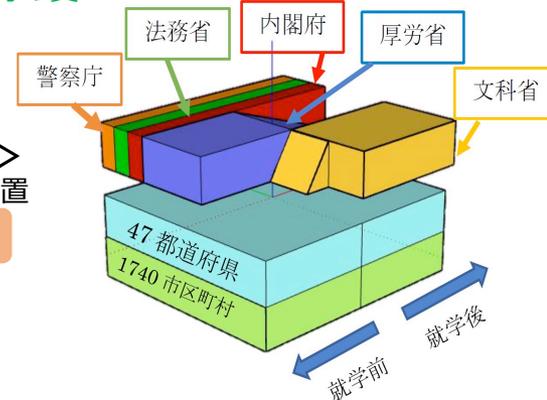
- ①『Plan』 : 「情報収集・調査機能」「こども情報部局」「予算と政策の策定と検証」
- ②『Do』 : 「愛育機能(すくすく)」「育成機能(のびのび)」「成育機能(たくましく)」
- ③『Check』 : 「日本版Ofsted」「子どもコミッショナー」「周産期医療・ケアの評価機能」
- ④『Action』 : 「改善レポート」「EIPP」

## 「こども庁」で検討すべき仕組み ～欧米での先進的な事例等を調査導入の検討～

CDR (子どもの死因究明) DBS (性無犯罪証明) LMC (産前産後産後の継続ケア)  
 ネウボラ (周産期～就学迄ワンストップ相談) Ofsted (教育水準監督局)  
 子どもコミッショナー (人権機関) アドボカシー (子どもの立場代弁・擁護・権利実現機能)

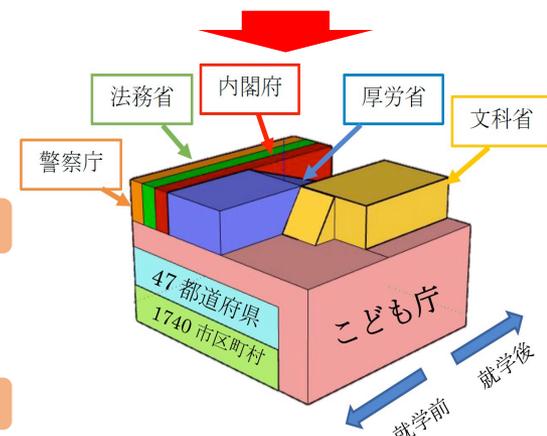
## 留意点

- 1. 利用者別のニーズに応じた施設類型を残しつつ就学前教育等の充実により就学時の学力格差を解消
- 2. 府省庁再編については、こども庁に必要な機能や検討すべき仕組みなどの検討を経て議論を実践
- 3. 「こども庁」の設置について国と地方の協議の場を設ける



縦割り×横割り×年代割り

バラバラな行政組織



こども庁がプラットフォーム  
 となった連携のとれた組織

- **目指すべき社会像**は、すべての子どもたちが「**愛されてすくすく健やかに育ち**」「**のびのび活動し**」「**自己表現し、周囲と連携しながらたくましく生きていく**」、愛育・育成・成育の視点を基盤とした社会。子どもたちが**自ら意思決定できる**社会。子どもを持ちたい、育てたい、温かい家庭を築きたいと願う人々に寄り添った、**子どもを産み育てやすい社会を実現**。
- 今、日本の子どもが置かれた状況は、命に関わる『**子どもの緊急事態**』（自殺、虐待、いじめ、不登校、子どもの貧困は過去最悪）「**縦割り×横割り×年代割り**」を打破し子どもの問題を解決し、**Children Firstの社会を実現**していく。



妊娠期からの  
切れ目のない  
医療・療育・  
教育・福祉を  
一体的に支援

- AYA世代のがん、子どもホスピス等支援
- 疾患の早期発見・治療
- 医療・福祉が必要な子どもの療育や家族支援
- 産前・出産・産後の継続ケア など

義務教育への  
切れ目のない  
医療・療育・  
教育・福祉の  
一体的に支援

- 就学前教育格差の解消
- 幼児教育関連、幼児保育課程、学習情報の引継ぎ支援
- 子どもの健康・安心を守るCDRと日本版DBS設置
- 健康格差是正のための学校保健、食育と学校給食推進、など

- 児童虐待・いじめ対策と解決を包括的に実施
- 子どもの居場所、地域交流場所の確保や支援
- 特別支援学級の子どもの医療的ケア児、ひきこもり、ヤングケアラー、特別な支援が必要な子どもの教育面・療育面からの支援
- 子ども関係者への研修、子ども自身への権利の教育をする機能 など

# こども庁創設に向けた第二次提言

## こども庁創設に向けた第二次提言 ～Children First の社会の実現に向けて～

令和3年5月28日  
Children First の子ども行政のあり方勉強会

### I. はじめに

未来を担う子どもたちが輝く社会は、すなわちすべての人が輝く社会である。しかしながら、現在の我が国では、子ども・若者を取り巻く状況が悪化し、課題が山積している。昨年の児童生徒の自殺者数は統計開始以来過去最高の 499 人<sup>1</sup>、児童虐待で死亡した児童は前年より増加し 61 人、令和元年度の児童相談所の虐待相談対応件数は約 19.4 万件<sup>2</sup>、いじめ重大事態は前年比 121 件増の 723 件<sup>3</sup>で「いじめ防止対策推進法」施行後最多、小中学校における不登校児童は過去最多の約 18.1 万人<sup>4</sup>、2020 年に発表されたユニセフの調査<sup>5</sup>では、我が国の子どもの精神的幸福度は OECD 38 か国中 37 位、妊産婦の死因の 1 位は自殺<sup>6</sup>、ひとり親世帯の相対的貧困率は 50% に近く OECD の中でも日本が最も高い水準。最悪の数字が並び、まさに危機的状況で、子どもの置かれた現状は緊急事態である。

当勉強会は、危機的状況を打破し、次世代を担う子どもたちを中心とした社会への転換を目的とし、自民党若手有志 30 名の呼びかけ人とともに、Children First の行政のあり方と「こども庁」創設に向けた議論を行う場を令和3年2月2日に発足した。勉強会では、子育て・子育て支援をリードする首長や有識者、当事者からのヒアリングを通じ、子どもを取り巻く現状や問題の解決策を探ってきた。同時に「Children First の子ども行政に関する要望アンケート」をウェブ調査で実施し、想定を上回る 17,458 人もの国民の方々から 48,000 件以上の熱い声を受け取った。それらの声を反映させた緊急提言を 4 月 1 日に菅義偉総理大臣に申し入れた。その後、自民党内に「こども・若者」輝く未来創造本部が設置され「こども庁」創設に向けた積極的な議論が行われている。

当勉強会は 4 月 1 日以降も開催を重ね、計 18 回、33 名の有識者や当事者等からのヒアリングや意見交換を精力的に行ってきた。議論を深めるにつれ、国と地方自治体との横割りの問題によって、国が子どもの置かれている現場の問題を

<sup>1</sup> 厚生労働省「警察庁自殺統計原票データ」

<sup>2</sup> 厚生労働省「福祉行政報告例」2019 年度

<sup>3</sup> 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2019 年度

<sup>4</sup> 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」2019 年度

<sup>5</sup> UNICEF 「Worlds of Influence」2020 年 9 月 3 日

<https://www.unicef-irc.org/publications/pdf/Report-Card-16-Worlds-of-Influence-child-wellbeing.pdf>

<sup>6</sup> 国立成育医療研究センター「周産期関連の医療データベースのリンケージの研究」2018 年 9 月 5 日

# 2021年6月3日『こども・若者』輝く未来創造本部提言取りまとめ



▲取りまとめ後の記者会見

## 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

2021年6月18日  
閣議決定

### 4.少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

#### (2)未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策（P18）

児童虐待対策 子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、**年齢による切れ目**や**省庁間の縦割りを排し**、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、**こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。**

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2021 ▶



2021年7月7日

加藤官房長官をヘッドに「こども政策の推進に係る作業部会」が発足  
初会合を開催

## 「こども庁」有識者会議が初会合 次期政権の課題に

9/16(木) 20:46 配信 11  



政府は16日、子どもに関する諸施策の司令塔となる「こども庁」新設に向け、有識者会議（座長・清家篤日本私立学校振興・共済事業団理事長）の初会合を首相官邸で開いた。

年末の基本方針取りまとめを目指し、子ども施策の基本理念や目指すべき方向性などを議論する。

席上、加藤勝信官房長官は「省庁間の縦割りを排し、子どもや子育て世帯の視点に立って施策を総合的かつ包括的に推進する必要がある」と指摘。新たな子ども政策の在り方について、積極的に議論するよう有識者に求めた。

「こども庁」新設に向けた有識者会議で発言する加藤勝信官房長官（左端）＝16日午後、首相官邸

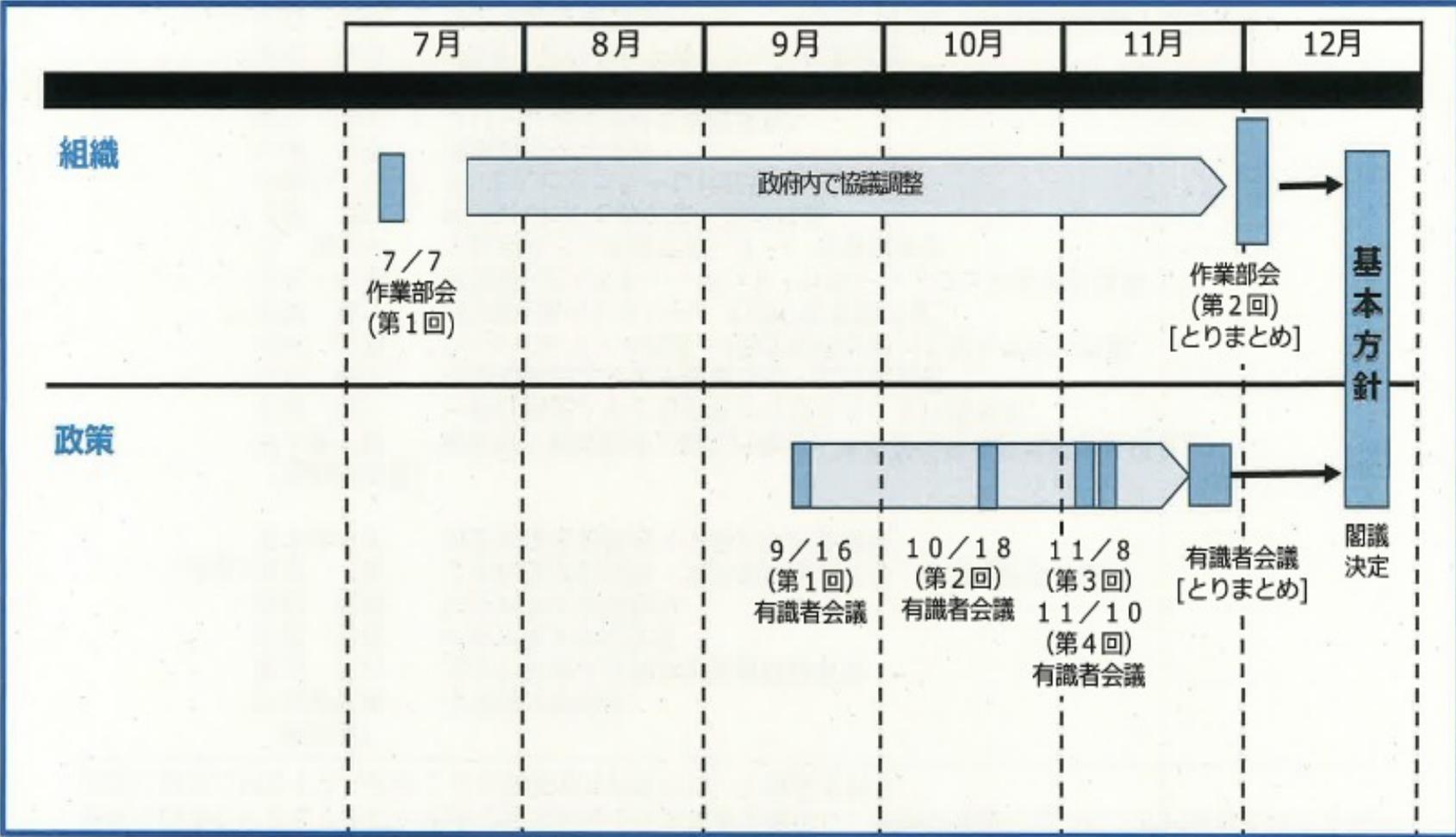
## ◀9月16日 有識者会議の発足に関する報道記事

### こども政策の推進に係る有識者会議 開催実績

- 第1回 9月16日
- 第2回 10月18日
- 第3回 11月8日
- 第4回 11月10日
- 第5回 11月19日

# こども政策に係る検討スケジュール

## こども政策に係る検討スケジュール（案）



# 2021年11月29日こども政策の推進に係る有識者会議報告書提出



# こども政策の推進に係る有識者会議報告書より

## 今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上
3. 誰ひとり取り残さず、抜け落ちることのない支援
4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

## 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す
2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する
3. 成育環境に関わらず、誰ひとり取り残すことなく健やかな成長を保障する
4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの  
(○こどもの人権・権利の保障 ○必要な支援を必要な人に届けるための情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援 ○関係機関・団体間の連携ネットワークの強化 ○こども・家庭支援のためのデータベースの構築 ○こどもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア ○財源と人員体制の確保)

## 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
- 地方自治体との連携強化
- NPOをはじめとする民間団体等との積極的な対話・連携・協働
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価



こども政策を我が国社会のど真ん中に据えていくため、

**「こども家庭庁」を創設します。**

こども家庭庁が主導し、縦割り行政の中で進まなかった、教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版DBS、こどもの死因究明、制度横断・年齢横断の教育・福祉・家庭を通じた、こどもデータ連携、地域における障害児への総合支援体制の構築を進めます

こども庁では何をしようとしているか？

# 基本方針のポイント

- ✓ 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、3つの部門
- ✓ 内閣府の外局に設置
- ✓ 300人を上回る体制。地方自治体職員や民間人材の登用

## 企画立案・総合調整部門

- ✓ こども視点・子育て当事者視点でこども政策を立案・推進
- ✓ こどもの意見聴取、こども・若者参画促進
- ✓ こどもや若者の意識調査、調査研究の
- ✓ プッシュ型支援のためのデジタル基盤整備

## 成育部門

- ✓ 妊娠・出産の支援、産後ケア
- ✓ 幼稚園や保育所、認定こども園での教育・保育内容基準を文科省と共同で策定
- ✓ 居場所づくり（放課後・こども食堂等）
- ✓ こどもの安全を守る（日本版DCS、CDR（チャイルド・デス・レビュー））

## 支援部門

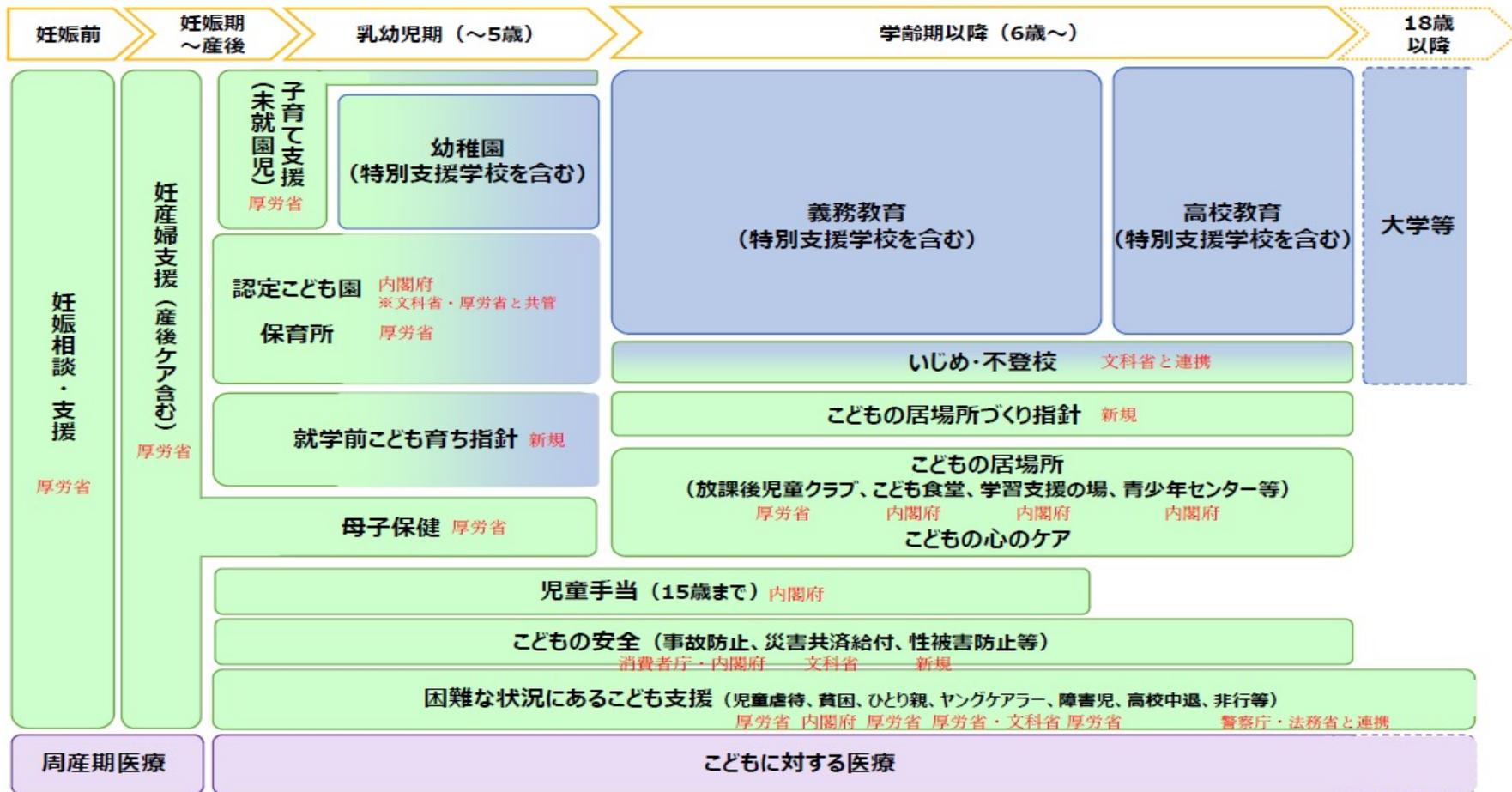
- ✓ いじめ対策
- ✓ 社会的養護の充実（家庭的養護、里親、特別養子縁組、自立支援）
- ✓ 障害児支援
- ✓ 貧困対策
- ✓ ヤングケアラー支援

# こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)

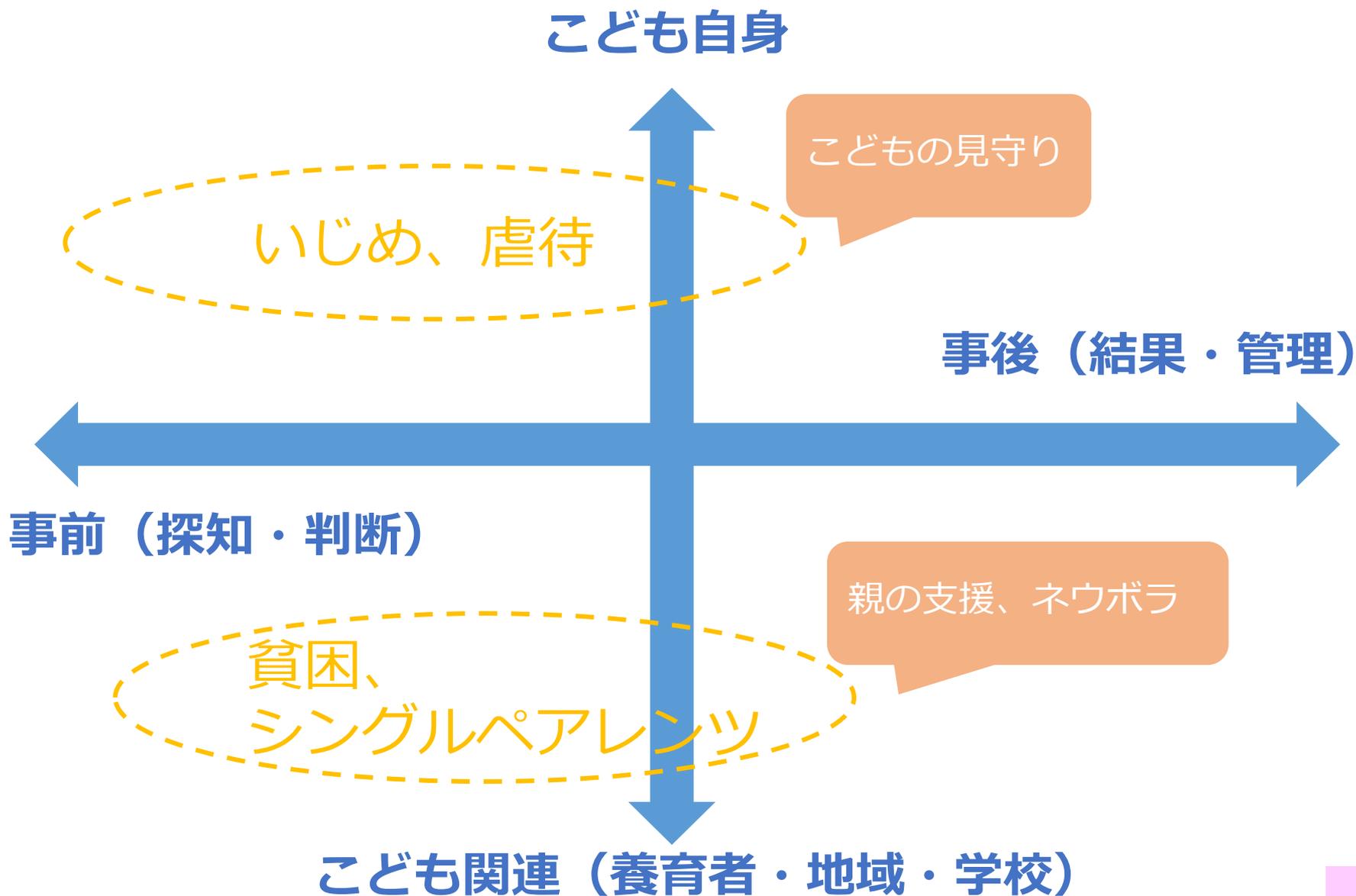
こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）



# 必要なプロジェクト

- ① こども政策予算の一元化・透明化（自治体含む）
- ② こどもの安心安全を守る
  - （ア）日本版DBS（こども現場の性犯罪排除）
  - （イ）CDR（こどもの死因究明）
  - （ウ）こどもの見守りデータ連携
- ① シングルペアレントの貧困問題
  - （ア）養育費確保に向けた取り組み
- ① 困難な家庭だけでなくすべての子育て世帯への支援
- ② こどもと家庭への多様な居場所づくり
- ③ 就学前の学力格差問題
- ④ フォスタリングの推進
- ⑤ 不登校支援（19万人の不登校）



# 箕面市の事例

取り組み

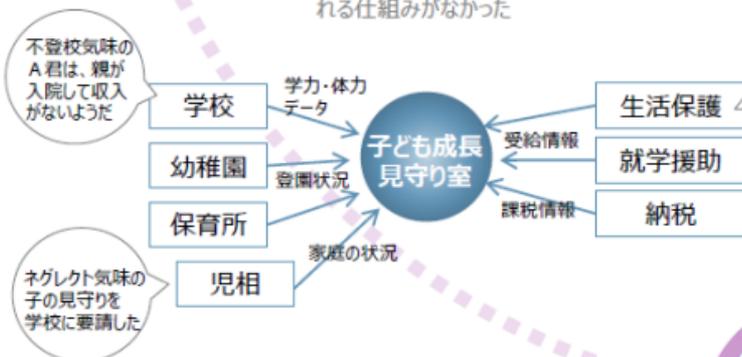
## 3 「子ども成長見守り室」の創設

平成28年度の機構改革に合わせて、教育委員会の子育て担当部門に新たに「子ども成長見守り室」を置きました。「子ども」をキーに市役所内に分散している情報を集約するハブとして機能するとともに、それらの情報を自ら定点観測し、支援の必要な子を見つけ、あるいは支援している子の変化を大人になるまで追いつけ、随時、必要な指示を庁内に出すコントロールタワーです。

hub

- ・「子ども」をキーに情報を集約する
- ・「子どもの貧困」に関する相談が集まる

これまでは…  
・データは庁内に分散して存在し、名寄せして分析できる状態ではなかった  
・関係課室が個別に連絡を取り合い、共有される仕組みがなかった



watch

- ・集約した情報を定点観測する
- ・変化を客観的に捕捉し、追う

これまでは…  
・データは庁内に分散して存在し、名寄せして分析できる状態ではなかった  
・データの変化を追える仕組みがなかった



最新データを取り込み、判定

学力や体力調査の結果データ、課税情報などが更新される都度、データを取り込み、システムが支援の必要性を判定する

“変化”を捉え、“変化”を追う

- ・“変化”に着目した判定ロジックで、子どもの状態の変化をいち早く見つけ出す
- ・見守り・支援対象の子どもの変化を追いつけ、支援の効果を測る

control

学校や関係課室に指示を出し、効果を検証する

これまでは…  
・関係課室が個別に連絡を取り合い、共有される仕組みがなかった  
・関係課室からの情報を受けた対応のフォローが組織的にされず、場当たりのだった  
・支援の効果が定量的に見えなかった



# 児童福祉法改正のポイント

- ① こども家庭センターの設置と支援計画（サポートプラン）作成
  - a. 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
  - b. 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
- ② 一時保護所および児童相談所の環境改善、親子再統合事業
- ③ 児童自立生活援助の年齢を弾力化
- ④ 児童の意見聴取の仕組み
- ⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ⑥ 子ども家庭福祉の実務者の専門性向上
- ⑦ 日本版DBSの導入に先駆けた取り組み

# 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

資料 1

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

1

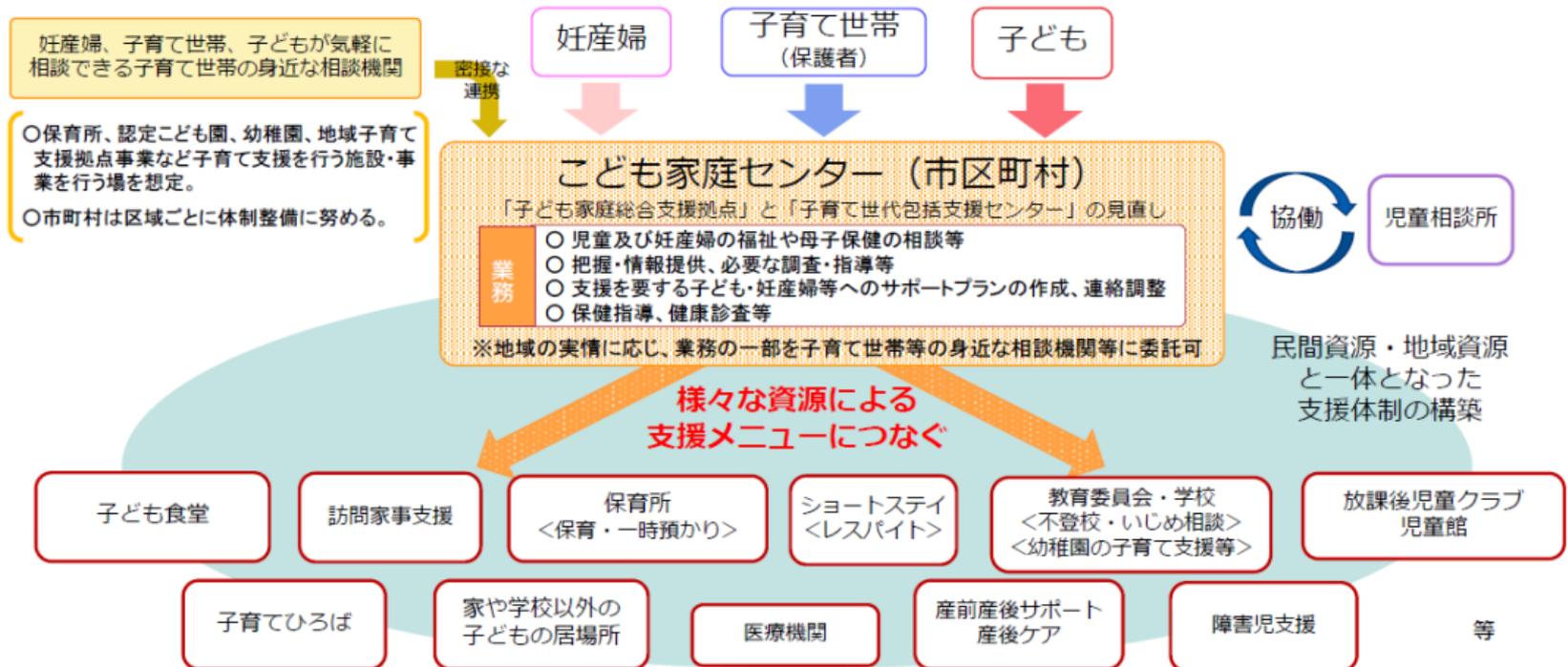
## こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



## 社会的養育経験者の自立支援（3. ①関係）

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
  - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
  - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

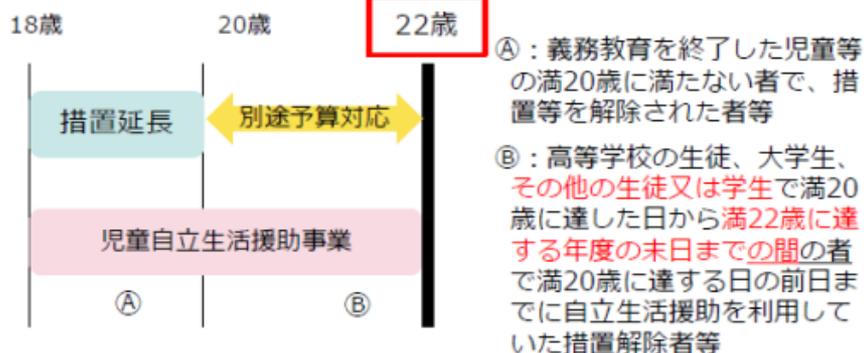
※ 措置解除者等：年間7,964人（平成30年度）

### <児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

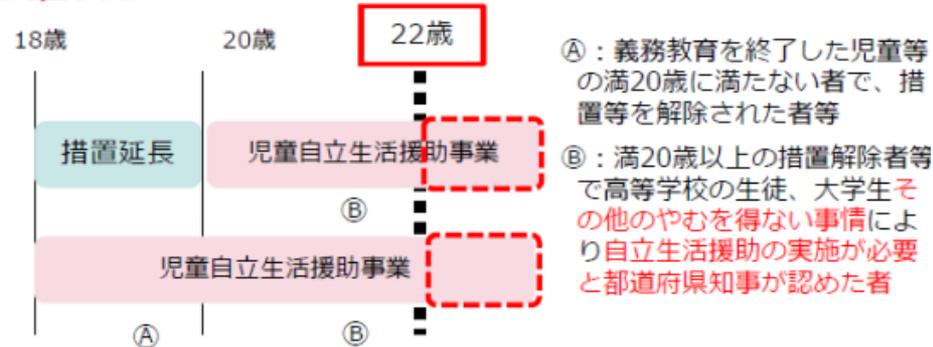
- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

#### 【現行】



#### 【見直し後】



### <社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
  - ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

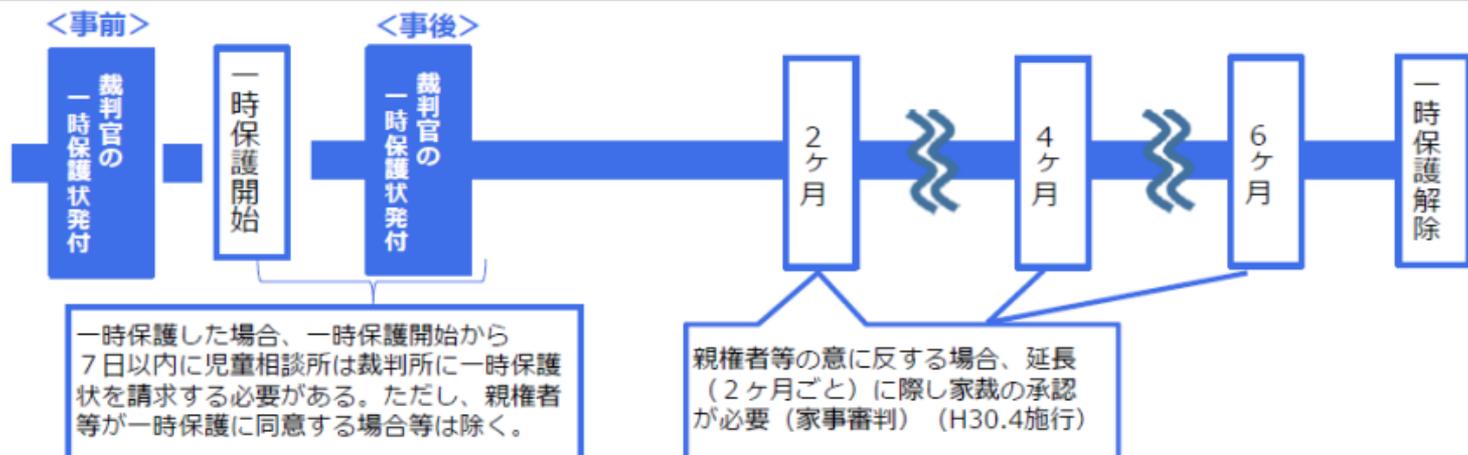
## 一時保護の開始時の司法審査等（5. 関係）

### <一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
  - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
  - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
  - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
  - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

### <一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに設備・運営基準を策定し、下記の内容を規定する。
  - ・ 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
  - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



# こども基本法の必要性

# こどもに関する基本法が存在しない

## 子どもの権利にかかわる法律 概念図

日本財団作成



憲法

一般原則

- ・差別の禁止
- ・生存・発達の権利
- ・子どもの最善の利益の考慮
- ・子どもの意見表明の尊重

子どもの権利条約

子ども基本法

憲法、子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。

内閣府

子ども・若者育成支援推進法

子どもの貧困対策推進法

など

厚生労働省

児童福祉法

児童虐待防止法

母子保健法

成育基本法

など

文部科学省

教育基本法

学校教育法ほか教育関連法案

いじめ防止対策推進法

教育機会確保法

など

法務省

民法

少年法

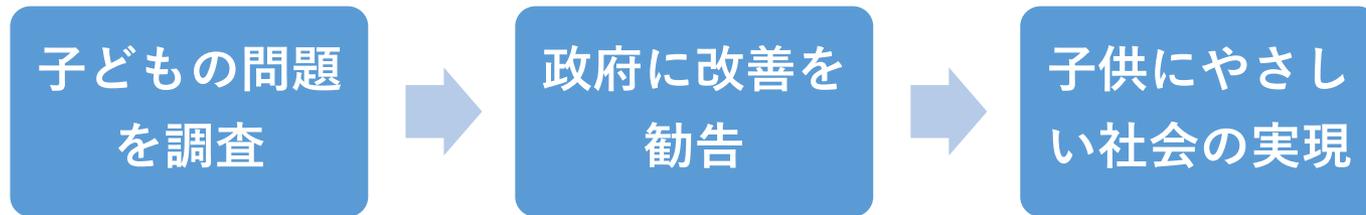
家事事件手続き法

など

それぞれの法律に、子どもの最善の利益の最優先の考慮や、意見表明権を確保する手続きが必要

# こどもコミッショナーがいれば

- 学校、児童養護施設、一時保護所、少年院など、外部者が実情をつかみにくい子どもに関わる施設を調査する権限を持ち、制度の改善の勧告が可能。
- 弱い立場にいる子どもの問題を調査して政府に報告し、改善していく子どもシンクタンクとしての機能を持つ。  
⇒例えば教員のわいせつ、虐待対応、社会的養護下の子どもの問題など。



**子どもコミッショナーの設立により、このサイクルが恒常的に実現する！！**

- 目的
- 基本理念
- 国・地方公共団体の責務
- その他関係者の責務
- 基本的施策
  - ・大綱
  - ・自治体計画
  - ・こどもの意見の施策への反映
- 国会報告（法定白書）
- 推進体制（総理を長とする閣僚会議 等）
- こども政策の調査・勧告等を行うための体制（国・地方公共団体）

※既存の基本法に基づく大綱・自治体計画・国会報告（法定白書）・閣僚会議の扱いを要検討（例：一体化、統合）

- ・少子化社会対策基本法（大綱、国会報告、閣僚会議）
- ・子ども・若者育成支援推進法（大綱、自治体計画、国会報告、閣僚会議）
- ・子どもの貧困対策推進法（大綱、自治体計画、閣僚会議）

## 新たな基本法案と既存の法令との関係イメージ

○こども政策に関わる全ての既存の法令を通貫する基本理念を規定

- ・ 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもまんなか社会の実現のための基本理念  
(例：組織・制度・年齢の3つの壁の克服)

○既存の各基本法を俯瞰的に束ね、こども政策を一元的に推進。

- ・ 大綱や国会報告を一体に作成
- ・ 閣僚会議を一本化

### こども基本法

児童の権利に関する条約の精神にのっとりこども政策を推進するための基盤となる法律

基本理念

大綱・国会報告・閣僚会議

少子化社会対策基本法

子ども・若者育成支援  
推進法

子どもの貧困対策の推  
進に関する法律

児童福祉法、子ども・子育て支援法、成育基本法、学校教育法、少年法 等

# 諸外国のこどもコミッショナー/オンブズマン

国名	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド	ノルウェー	スウェーデン
名称	Children's Commissioner for England	Children's Commissioner for Wales	Commissioner for Children and Young People Scotland's	Northern Ireland Commissioner for Children and Young People	Ombudsman for Children in Norway (Barneombudet)	Ombudsman for Children in Sweden (Barnombudsmannen)
設置年	2005年	2001年	2004年	2003年	1981	1993
職務	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と福祉を保護し促進すること	子どもの権利を保護し促進すること	子どもの権利と最善の利益を保護し促進すること	公私の機関に対して子どもの利益を促進すること及び子どもが育つ環境の改善を追究すること	国連・子どもの権利条約にもとづくスウェーデンの誓約に照らし、子どもおよび若者の利益を代表する
任命	英国政府	地方政府	英国女王	地方政府	国王	政府
任期	5年+5年	7年(再任不可)	8年以内(議会在決定)	4年+4年	6年(再任不可)	6年
予算(2017-18) (2018.11.26換算)	£2,471,000 (357,487,719円)	£1,583,000 (229,094,172円)	£1,377,000 (199,266,055円)	£1,339,429 (193,844,206円)	21,461,000(NOK) (284,726,306円)	40,295,000(SEK) {503,190,017円}
予算/人口	£ 0.04 (6.42円)	£ 0.51 (73.8円)	£ 0.25 (36.8円)	£ 0.72 (101.6円)	4.05 (NOK) (53.8円)	4.07(SEK) (50.8円)
年次報告提出先	英国国会	地方政府	地方議会	地方政府	政府	政府
調査権限	有	有	有	有	有	有
個別ケース調査	否	可	可	可	無	無
子ども参加	有	有	有	有	無	無

(出所) 堀正嗣「子どもの権利に関する国内人権機関の独立性と機能」海外事情研究vol.46

# イングランド、スコットランドとの意見交換



スコットランドの初代首相  
マコーネル議員



イングランドの元教育大臣  
トゥイッグ議員



スコットランドコミッショナーブルース  
アダムソンさん

「こども庁」 「こども家庭庁」 名称問題

# 「こども庁」名称問題の変遷

2021年2月1日「子ども庁創設」に向けた勉強会スタート



2021年3月9日 風間暁さん 第6回講師  
被虐待経験者からみた社会的養護の課題や、「子ども家庭庁」創設の必要性講義

家庭が地獄だった虐待サバイバー一同の願い  
名称を「こども庁」に変更してほしい

参加議員全員一致で「こども庁」に賛成  
こどもも読めるように平仮名に変更

2022年12月15日  
自民党「こども・若者」輝く未来創造本部にて

「子ども家庭庁」という名称に変更すると報告



# 名称に関する署名活動

**家庭単位じゃなく、子ども個人に目を向けてほしい！再度「こども庁」に名称変更を！**



## 參考資料

# こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。
- そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

## 今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長に繋がる。子育て当事者の意見を政策に反映。

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるように伴走。

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合によってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

## こども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。
- ◆ 新たな行政組織として、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

## こども家庭庁の基本姿勢

- ①こどもの視点、子育て当事者の視点  
こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ②地方自治体との連携強化  
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じ制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働  
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

## 強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局に。
- ◆ これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。
- ◆ 各省大臣に対する勧告権等を有するこども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置化。
- ◆ 別々に運営されてきた総理を長とする閣僚会議を一体的に運営。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた大綱を一体的に作成・推進。

## 法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

## 新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む。

## 体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

### 企画立案・総合調整部門

- ▶ **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
  - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
  - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
  - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- ▶ **必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等**
- ▶ **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
  - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
  - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

### 成育部門

- ▶ **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
  - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
  - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- ▶ **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
  - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
  - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
  - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- ▶ **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
  - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
  - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
  - ・ 児童手当の支給
- ▶ **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

### 支援部門

- ▶ **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
  - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
  - ・ 児童虐待防止対策の強化
  - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）
- ▶ **社会的養護の充実及び自立支援**
- ▶ **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- ▶ **障害児支援**

## スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

## こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

## 子ども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制  
(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

子ども政策担当大臣

子ども家庭庁

### 司令塔機能

○各府省庁に分かれている子ども政策に関する総合調整権限を一本化

- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- ・児童虐待防止対策【厚生労働省】
- ・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- 子どもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

### 各府省から移管される事務

<内閣府>

○政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務

○子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)

○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

### 新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

子ども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- 教育の振興
- 学校教育の振興  
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

○幼児教育の振興

○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

○医療の普及及び向上

○労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与